

# 官報

号外 昭和三十二年五月十四日

○第二十六回  
国會

衆議院會議錄第四十号

昭和三十二年五月十四日(火曜日)

議事日程 第三十三号

昭和三十二年五月十四日

午後一時開議

第一 公立小学校不正常授業解消  
促進臨時措置法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

第二 有線放送電話に関する法律  
案(内閣提出)

第三 法務省設置法の一部を改正  
する法律案(内閣提出)

第四 小型船海運組合法案(木村  
俊夫君外二名提出)

第五 輸出水産業の振興に関する  
法律の一部を改正する法律案  
(農林水産委員長提出)

第六 農業災害補償法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

第七 農業災害補償法臨時特別法  
を廃止する法律案(内閣提出)

第八 農業災害補償法第百七十三条第  
四項の共済掛金標準率の改訂の  
臨時特例に関する法律案(内閣提  
出)

本日の会議に付した案件  
労働大臣松浦周太郎君不信任決議  
案(淺沼稻次郎君外四名提出)  
漁港審議会委員任命につき同意を  
求めるの件

日程第六 農業災害補償法の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 農業災害補償法臨時特  
例法を廃止する法律案(内閣提  
出)

本日の会議に付した案件  
労働大臣松浦周太郎君不信任決議  
案(浅沼稻次郎君外四名提出)  
漁港審議会委員任命につき同意を  
求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意  
を求めるの件

更生保護事業審議会委員任命につ  
き国会法第三十九条但書の規定  
により議決を求めるの件

中央更生保護審議会委員任命につ  
き同意を求めるの件

技術士法案(内閣提出、參議院回  
付)

日程第一 公立小学校不正常授業  
解消促進臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

日程第二 有線放送電話に関する  
法律案(内閣提出)

日本放送協会昭和三十年度財產目  
錄、貸借対照表及び損益計算書  
(内閣提出)

日程第三 法務省設置法の一部を  
改正する法律案(内閣提出)

日程第四 小型船海運組合法案  
(木村俊夫君外二名提出)

船舶職員法の一部を改正する法律  
案(農林水産委員長提出)

日程第五 輸出水産業の振興に関する  
法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律案(内閣  
提出)

地方自治法第百五十六条第六項の  
規定に基き、放射線医学総合研  
究所の設置に関する承認を求める  
の件

〔滝井義高君登壇〕

本院は、労働大臣松浦周太郎君を信  
任せず。

右決議する。

○議長(益谷秀次君) これより会議を開  
きます。

案(淺沼稻次郎君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

本院は、労働大臣松浦周太郎君を信  
任せず。

〔拍手〕

今日、政府が労働行政として特に全  
力を傾注しなければならない問題は、  
まず第一に、吉田内閣以来、国家公務  
員法、地方公務員法、被防法、公勞法、  
スト規制法等、一連の法律に基いて  
奪つてきた労働基本権を早急に労働者  
の手に回復し、みずから労働基本権を  
尊重し、これに対する侵害を断固とし  
て排除する態度を堅持するということ  
であります。第二には、わが国における  
最も大きな課題である雇用問題解決  
のために、生産力を増強し、経済の規  
模と構造とを拡大して、雇用の増大を  
はかり、失業を絶滅するという問題で  
あります。第三には、勤労大衆の生活  
水準を高めつつ、国民全体の生活水準  
を相関的に高めていくという、この三  
点に要約されると思うのであります。  
石橋内閣、岸内閣を通じて、これら  
の事柄は国民の前に大きく公約をされ  
て参りました。ところが、内閣が言つ  
ている事柄と、やつていることとは、全  
く正反対の方向に事態が進みつつある  
ということを、ここに私たちは黙視  
することができないのです。

(拍手)労働者を不逞のやからと呼び、  
貧乏人は米を食えと言った吉田内閣、  
そして、その吉田内閣のあとを受け  
て、政権のたらい回しに次ぐたらい回  
しを通じてでき上った、鳩山、石橋、  
岸内閣に、そうした公約が守られる  
は、われわれも国民もひとしく期待は  
していないかったものの、時間が過ぎる  
につれて、政権のたらい回しが続いている  
まま、最初に主文を朗読いたしま  
す。

(拍手) 政権のたらい回しを通じて成立了した岸内閣は、すでにその出発点において誤まりを犯したものであると申されなければなりません。同時に、その閣僚の人事についても、派閥抗争の明け暮れの果てにでき上ったことを考えるとき、岸内閣の性格と、そこから生まされる政策に、われわれは何らの期待も持てないことは、当初より明らかであります。今日、松浦労働大臣の不信任決議案が本院において取り上げられるに至つた原因は、単に偶發的事件に由来したものでなくして、そうした、岸内閣の本質的な、反動的な性格及び派閥人事に基く労働政策の無能策に深くその原因があつたことを、まず指摘しておきたいと思うのでござります。(拍手)

私は、これから、具体的事例に基いて、松浦労政のいかに無能であつたか、さらに、その性格がいかに反動的なものであるかを指摘してみたいと思うのでございます。

まず第一は、昭和三十二年度予算に現われた松浦労政の無能ぶりと、その反動的な性格でございます。松浦労相は、その就任に際して、国民の前に完全雇用の実現を約束いたしました。ところが、三十二年度予算に盛られた内容を見ますすると、その公約を裏づける何らの予算も計上しておらないのでございます。もちろん、われわれとして、完全雇用の実現ということがいかに至難な問題であり、一朝一夕にして解決し得ない問題であるかということを十分認識いたしております。また、その問題が、単に労働政策のみで解決

できるものではなくして、総合的な経済政策の裏づけがあつて初めて達成できるものであることも、十分承知いたしました。しかし、おるものでございます。しかし、わが国の雇用問題の解決は、特に早急を要する緊急の課題でござります。政府が言つておることく、産業の振興、生産力の増強、貿易の振興などといつたとき、きわめてオーソドックスな、言葉をかえていえば、緩慢な政策だけでは解決できない幾多の要素を含んでおるのでございます。やまとには六十万をこえる完全失業者が依然として存在し、それに加えて一千万に上るといわれる潜在失業者がひしめき合いまる。さらには、国の政策の転換に基いて発生し、また発生せんとしておる駐留軍、特需関係労務者の首切り、失業、就労の機会ないしは就労日数が確保できない日雇い労務者諸君、低賃金労働者諸君、要生活保護者が依然として跡を断たず、これらは、政府の政策の貧困を喚きながら、明日の、いな、今日の生活に脅かされておるのでございます。働く意思と働き得る健康な肉体を持ちながら働くことのできないほど、みじめなことはありません。そして、そうした層に属する人々が現実に多数存在するのでございます。労働大臣は、このことを十分御承知のことと存思います。ところが、現実に現われてきた政策は、これに対する何らの回答も用意できなかつたのが、ほかなりぬ日、何ヵ月、いや、何ヵ年食わずに待つべきいいというのでしょうか。完全雇用がある程度達成されておる国の雇用

政策、失業政策をあなた方に考えてもらっているのではありません。今日、明日の生活に困つておる人たちの生活を保障する道を考えていただきたいのでございます。そのためには、すでにおそまきながら、少くとも三十二年度予算において、大幅な国家投資による雇用拡大の直接的施策を講ずべきが当然であつたのでござります。ところが、事実は全く逆で、失業対策緊急取人員を昨年度より二万三千人も減らすといふ暴挙を平気で行なつておるのです。雇用問題解決のための何らの拘束、方針を持たず、もっぱら逆にこの問題を悪化に導く以外になすべきことを知らぬ労働大臣は、この一点だけで不信任される十分な理由があると思うのでござります。(拍手)

分差の思想を助長し、他方において職制による支配の強化を企図したのでございます。また、行政職の二分割、すなわち、中央と地方と俸給表の適用を異にし、その等級づけの上においては、地方行政機関の実情に即したものといいながら、明らかに中央行政機関優位の方向を打ち出し、俸給表の細分化と身分差をねらつたのでござります。このことは、給与の上昇をえさせた、きわめて悪質な手口と申さなければなりません。ここにも松浦労働大臣の反動性が顔を出したことを指摘することができるのです。

もちろんのこと、労働大臣のとつた態度は、労働大臣としての自覚を失つた、きわめて不適な態度であつたと断ぜざるを得ません。(拍手)このことが労働大臣を不信任する第二の理由でございます。

第三には、行政機構の改革に名をかりて総理府設置法の一部を改正し、本來中立機関たるべき現在の人事院を総理府の一外局とし、政府の支配下に統合することによって公務員の労働条件を一方的に押しつける体制を確立せんとしている点でございます。

公社、現業職員の労働条件を公正に判断する機関が仲裁委員会であるとするならば、人事院は公務員のそれに当る機関にほかならず、それが争議権剥奪の代價として与えられたものであることは、今さらここで述べるまでもないであります。人事院は、時の政府、政党に支配されず、戦正中立の立場にあつてこそ、初めて存在価値があり、その機能を十分発揮することができるのでございます。そうした人事院の機能を、時の政府、政党のもとに隸屬せしめ、あつてなきがごときものにする改正は、これを反動と言わずして何と言いましょうか。(拍手)松浦労政の反動性はこうした点にも明らかに現われていると申さなければなりません。

こうした政策面に現われた松浦労政の反動的性格と相まって、最近における委員会その他公けの席での松浦労働大臣の発言には、きわめて不穏なるものがあるといふことでございます。

たとえば、公労法を改正して刑罰を設けるとの談話を発表したり、また、総評の運動方針はけしからぬと言った

おり、その他こまかい点をあげれば切りがありませんが、去る四月十八日の日経連第十回総会において行なった松浦労働大臣のあいさつは、労働者を敵視するもはなはだしものがあつたといふなければなりません。(拍手)すなわち、労働大臣は、日経連総会の席上において、「今度の春闘で、どうも政府は労働団体の強力な力にやられたといふ批判があるようであるが、われわれはまだやられたという自觉は持つていない」と言い、その理由として、やみ給与を根絶したことあげている。そして、さらに言を統けて、「マホメットのように、左手にコーラン、右手に剣を持つといふ考えで、誤まつた点をあくまで直してもらおう」と言つてゐるのです。

私は、この労働大臣の言葉の解説をこの席上で試みるつもりはございません。ただ、労働大臣は、自己の立場を忘却し、資本家にこびへつらう余り、労働者を自己の闘争相手と考え、場合によつては労働者に剣を持って立ち向う用意があることをこの際指摘しておきたいと思ひでございます。(拍手)この労働大臣の方は、かつての警察国家へ通ずる考え方であり、戦前のおそるべき思想を通ずるものであると断ぜざるを得ないのです。

松浦労働大臣は、果して労働省設置法という法律を御存じでしょうか。労働大臣は、深夜静かに一人労働省設置法第三条をお読みになつて下さい。右手上に握るところの剣というものは、これは私は裁判所や警察にまかすべきものだと思います。労働大臣が握るところの右手のものは、愛情豊かな労働政

策でなくてはならぬと思うのでござります。(拍手)一言にしてこれを申し上げます。労働大臣は、日経連総会の席上には労働条件の向上及び労働者の保護ということなのでございま

す。労働者の福祉の増進なのでござります。そうした任務を持つ行政機関の長である労働大臣が、労働者と戦つて勝ったとか負けたとか言うがどきは、労働大臣の職責を忘れるもはなはだしいといわなければなりません。

(拍手)私は、そうした労働大臣の態度は不信任を受けるに足る十分な理由となると信ずるものであります。

さうに、最近における佐賀県教組に対する弾圧に至つては、松浦労政の極端な反動性をよく露骨に現わしてきました最もよい事例の一つであります。休暇闘争といふ労働者にとって最後に残された合法闘争も、地方公務員法三十七条、六十二条の一方的な発動によるこれを非合法化し、労働者を警察権をもつて逮捕するがときは、反動どころか、戦時中のファシズムに通ずる行為と申さなければなりません。

さらに、去る五月三日名古屋行なつた春季闘争の処分に対する労相の談話は、内容的にきわめて不穏なものです。労使間の紛争に政治権力を介入せしめ、事態をますます混乱せしめる結果を招來した、はなはだしい越権行為だと申さなければなりません。

(拍手)事ここに至り、もはや、松浦労働大臣は、労働大臣の任にふさわしからぬ、きわめて反動的な人物であることが歴然としたばかりか、民主的政治家としての適格性を持つていなかることが

あります。我が党の労働政策は、明らかになつて参つたのでござります。如として、それこそ抜き打ち的に松浦労働大臣の不信任案が提出され、さ

れは、次々と他にも不信任案が用意されて、いるかに聞きますことは、まことに唐突、奇異の感にたえず、その真意の那邊にあるかを疑わざるを得ません。(拍手)

### 【大坪保雄君登壇】

○大坪保雄君 私は、ただいま議題となつております松浦労働大臣不信任決議案に対して、自由民主党を代表して、絶対反対の意見を表明せんとするものであります。(拍手)

ただいま提出者の滝井君の述べられ

た趣旨弁明を伺つておりますと、いろ

いろと、もつともらしい理由があげら

れておるようですが、いやしく

も國務大臣であり一省の最高責任者で

ある者をその地位から去らしめること

が政治上の効果をもたらす不信任の理

由としては、一つとして納得のいくも

のがないのを、まことに遺憾とするも

のであります。(拍手)理由にもならない

理由を無理にこじつけて作り上げたと

いう感じであります。

昨年の第一回議会においては、社

会党の諸君の暴力さたを初め、牛歩戰術によってこれを非合法化し、労働者を警

察権をもつて逮捕するがときは、反

動どころか、戦時中のファシズムに通

ずる行為と申さなければなりません。

さらに、去る五月三日名古屋

行なつた春季闘争の処分に対する労相

の談話は、内容的にきわめて不穏な

もので、労使間の紛争に政治権力を介

入せしめ、事態をますます混乱せしめ

る結果を招來した、はなはだしい越権

行為だと申さなければなりません。

(拍手)事ここに至り、もはや、松浦労

働大臣は、労働大臣の任にふさわしか

らぬ、きわめて反動的な人物であるこ

とが歴然としたばかりか、民主的政治家

としての適格性を持つていなかることが

あります。我が党の労働政策は、明

らかに訴えてあります。国内に産業を興

し、労使の協力によつて生産を増強

し、規模を拡大し、国民経済を豊かに

して、よつて雇用を増大し、すなわ

ち、あらゆる労働者に職場を提供し、

その生活を向上し、福利を増進し、

もつて平和にして文化的な生活を享受

することにあるのであります。わが

業保険の給付金額を大幅に引き上げてあります。これらは、ことごとく松浦労働大臣の努力のたるものでありまして、その失業対策に関する見識と熱情を表わすものにはかなりません。(拍手)

滝井君は、さらに、今年の春闘における公労関係の仲裁裁判について非難めいたことを申しておられますかが、これは全く当りません。三公社、五現業に対する労働委員会の仲裁裁判は、

公労協関係の労働者は罷業権を失っているから、これを回復せしめねばならぬと言われるが、公企業体は、国民経済、国民生活にきわめて重大な關係を持つもので、その公共性からいつて、さらにはまた組合の現状からして、きわめて危険なりといわざるを得ません。総評は、今年も、年中行事の春季闘争を実施しました。その結果は、国民経済上大きな損失をもたらし、国民に深刻なる迷惑をかけたのであります。

ためには国民に迷惑を及ぼすことを一向に顧みないやうな人が明らかであります。かような国民生活、公共の福祉よりも自分たちの利益を重視とする思想の労働組合にスト・権が与えられた場合の結果は、実に火を見るよりも明らかです。世俗に気違ひに刃物と申す言葉があります。公労協が労働組合らしい労働組合に成長するものが先決問題でしょ。

去る十日、この議場で、社会党の淺沼書記長は、岸總理に対する質問で、三公社、五現業の労働者の春闘に関する

の声を無視して、あえて国民大衆に敵対されるのでありますか。(拍手)  
私は、また、社会黨の諸君にあえて推問したい。諸君は法の秩序をいかにして維持せんとされるのでありますか。国民が法律を守ることについでどんなお考えをございますか。諸君は私どもと一緒に立法の事に參画しておられるはずだ。国会で制定した法律は守らるべきものであるということに御異存はなかろうと思う。しかるに、明らかに國民經濟が破られ、國民

この軍閥の二の舞いをすることなきが  
を憂えておるのであります。社会党の  
良識が絶評のかような考え方や行動に  
反省を促し、これを抑制してくれるも  
のと私ども思つておつたのに、あには  
からんや、遂にこれを支持して、これ  
とともに戦う態度をとられるのみか、  
労使関係の正常化を念願して八方努力  
しておられる松浦労働大臣をかえつ  
て曲解して、絶評のおぼしめしに添わぬ  
からとて、これを不信任せんとするが  
ごときは、われらの最も不可解とする

君が労働大臣をしておる現岸内閣において初めてであります。(拍手)この点を社会党の諸君は明らかに認識してもらいたいと思います。さうして、このことは、労使関係に良識ある慣行を作らうといふ念頭から、松浦労働大臣が、終始、しかも日夜非常なる努力をされた結果であるのであります。よいことはよいこととして、私は、このことは社会党の諸君からもほめてもらつてよいことだと思っておるのであります。(拍手)

独占資本、政府であるから、これと対決するため、彼らの源泉となつてゐる原材料、輸送力を長期的にとめることを戦術の重点とするそつであります。公企業体においては、資本は国民の税金であります。政府は、民主主義の国家においては国民の代表であります。すなわち、総評によれば国民が敵なのであります。(拍手)自分たちの利益のためにには國民に迷惑を及ぼすことと一向に顧みないやうさんが明らかであります。

な、希望しておることは、各新聞紙の例外なき一致の論説や報道から、きわめて明らかなるところであります。（拍手）およそ、文字を知り、ラジオを聞き得る耳を持つておる者であつたとき、何人といえども否定することができないでありますよう。すなわち、これが国民の声なのです。国民の意思なんですよ。社会党は、この厳然たる事實を否認されますか。それとも、ごく一部の労働階級である総評と同調して、国民の声を無視して、あえて国民大衆に敵対されるのでありますか。（拍手）

法治国家では許されない。唯我独尊、  
ファシズムに通ずる思想であります。  
近ごろ、世上に、昔軍閥、今総評とい  
う言葉がはやつておる。なるほど、  
今の総評のあり方は、その膨大なる組織  
の力を乱用して、傍若無人、横暴の  
限りを尽しておる。昔、軍閥は、国民  
の声を聞かず、国民の利益を無視する  
横暴を行なつて、ついに国を滅ぼさん  
といつしました。今、国民党は、総評が  
この軍閥の二の舞いをすることなかなか  
を憂えておるのであります。社会党の

党の完全雇用と生活向上を達成するための経済五ヵ年計画策定の理由と基礎はここにあるのであります。わが松浦労働大臣は、わが党のこの経済政策、この労働政策の体得者であります。この基本政策に基いて行う労働行政が、總評の気に入らないから、また、社会党の諸君の希望に沿わないからといって、政策がないなどと誹謗することは当らないのみならず、はなはだしく礼を失するものであらうと思うのであります。(拍手)

現内閣は、最初から言明していたように、誠意を持ってこれを実施したのであります。去る四月二十六日の本院の予算委員会で、藤林仲裁委員長は、わが党の小坂善太郎委員の質問に答えて、政府のやつた措置も勧告を含めて相当誠意が認められるし、仲裁をやつた者として満足である旨申されております。仲裁裁定の実施については、社会党の諸君は総評の諸君と一緒にになってかれこれ言つておられますかが、仲裁裁定をなした当事者である労働組合の委員長は皆已であると言つては、社会党の諸君は総評の諸君と一緒にになってかれこれ言つておられます。

す。そして、これを成功であつたと  
称しておる。彼らは、春闘を準備する  
に当つては、その戦術目標を、敵に最  
高の打撃を与えることによつて敵より  
大幅の譲歩を戦いとることに置き、実  
害ある戦術行使のみが戦いの有効なる  
手段たり得るといふ立場で戦つたと申  
しております。この場合の敵とは、  
これは国民になるわけであります。  
(拍手)また、多くの国鉄労働者が自発  
的に職場大会に参加し、ストライキ権  
は持つていないが、賃金を上げるために  
には汽車を止めなければならぬ、実

る過日の処分に対し、これを不當処分として、「われらの断じて承服できぬことであり、断固反対をするものであります。」と申されておる。私は借問したい。社会党の諸君は、ほんとうち心から今度の処分を不當として反対されるのでありますようか。ことしの春闘における三公社、五現業の従業員たちの公労法違反の行過ぎ行為、特に国鉄労組の実力行使、職場大会と称するストライキでは、国民党は非常な迷惑を感じつゝておる。そこで、これに對して国民がひとしく憤慨をいたし、

生活が害されるような法律違反かななどれ、なお何らの処分もなされずして済ます、これが繰り返されたとすれば、社会の秩序はどうなるでありますよ。多くを言う必要はないと思います。滝井君は公労法を守れと政府やわが党に言わされましたが、この言葉は、私はそのままこれを社会党に返上した。い。(拍手)国鉄労働組合は、去る三月の春闘において、明らかに公労法第十七条に違反してストを決行したのであります。職務に反して莫大なる損害を国民に与え、その償激を買つたのです。責任

ところで、断固反対せざるを得ません。(拍手)  
去る三月十一、十二日の春闘第三波のスト、二十三日の抜き打ちスト、さらに今回の五月十一、十二日の処分反対の抗議ストによる客車や貨車の運休、遅着はきわめて大量に及んでおります。これが千波万波を生んで、国民のこうむった害、国民经济、国民生活に及ぼした損害は、はなはだしものがあります。  
私どもの非常に不可解なことは、国鉄従業員のかかる違法行為応援のために現場に出かけられた社会党の国会議員が相当あつたということです。(拍手)社会党の諸君が、これら国民のこうむった被害に對して償いの方法を考えてみたことがありますか。この考慮なくして、ただ責任をとるのはいやだ、処分は反対だでは、国民党は納得いたしません。いな、国民党を敵とするといわれても仕方がないと思う。さような反省なくして、いたずらに他人を責めるのは、自分の顔のあばたを忘れて他人のえくぼをあざ笑うようなものであります。

滝井君は、さらに佐賀県教組の処分問題にも触れられましたが、これは松浦労働大臣の責任といふのは少し無理でございましょう。(拍手)

松浦労働大臣の人となりは、社会党の皆さんも御承知の通り、苦学力行、今日の地位を築いた人であります。いわゆる立志伝中の人のである。世の常の人と異なり、苦心經營の中にその才幹をみがき、識見を高め、円満なる人格を養つた人であります。政界に籍を置くことも長く、自然、政治家としての経験と見識に富む人であります。しこ

うして、その人柄は、社会党の淺沼赳氏記長も、去る十日、この議場で賛揚されたごとく、まじめ性の人であります。反動性などみじんもない。しかも、愛情深く、情熱を持って事に当る人であります。人間としてこれ以上の徳性はないではありませんか。（拍手）これを不信任する理由は全くない。私が最初に、この不信任案はこじつけの作り事のにおいがすると申したのは、ことがあります。

以上、あらゆる角度から、私は松浦労働大臣を今日不信任する理由はごろまつもないことを明らかにいたしました。社会党の諸君も良識をもつて公正に物を判断せられんことを切望して、私の反対討論を終ります。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 下平正一君。

○下平正一君登壇】 下平正一君。

下平正一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました労働大臣松浦周太郎君に対する不信任決議案に対し賛成の意を表せんとするものであります。（拍手）

すでに提案理由で明らかにされておりますように、松浦労働大臣不信任の理由を一言で言うならば、その労働政策の貧困と、これを糊塗せんがための権力をもつてする悪政、反労働政策の一言に尽きるものであります。

（拍手）かくて加えて、松浦労働大臣の政治力の欠陥と、無定見さわまる挑発的性格が加わって、今日見られるがごとき異常な労働行政の混乱となり、労働者の犠牲はもちろん、日本の産業経済に重大なる支障を与えている点があります。（拍手）日本社会党は、先日の緊急質問の際も、この点に触れましたて、岸総理に対し、すべからく松浦労

効大臣の罷免をなすべきという要求を行なつたわけであります。が、いまだに実現を見ておりませんので、日本経済の発展と労働者の生活安定のため、重ねて松浦労働大臣のすみやかな退陣を要求するものであります。(拍手)以下、具体的な不信任の理由を申上げたいと思います。

まず第一は、提案理由でも申し上ました通り、松浦労政の貧困であります。政府、松浦労働大臣は完全に完全雇用を宣伝しておりますけれども、問題の失業対策に見ましても、片一方には一千数百億円の税の自然增收を見込みながらも、失業対策の対象人員は、三十一年度の二十四万八千人から、三十二年度二十二万五千人と二万三千人も減らしているではありませんか。その根拠は、今年は景気がよいか失業者は減るだろ、こういう想定に立っているようでありまするが、同じ政府の資料でありますところの昭和三十二年度経済計画では、昨年同様の失業者約六十万人が見込まれているではありませんか。(拍手)さらには、政府の中小企業に対する政策の貧困と、オートメーション化による大企業の首切りと相まって、ちまたには失業者が漸増しておるのが現実であります。(拍手)このことは、単に労働政策の貧困といふよりも、明らかに労働者、国民に対するる欺瞞であります。また、一面、政府は、雇用を拡大するためには、経済規模を拡大して、そのための生産性も向上しなければならないと言つておりますが、現状はどうでありますか。たとえば、経済の拡大は、三十年の七・四%から三十一年度は一・七%と増加しているにもかかわらず、就業の増

加数は二百二万人から六十一万人と逆に減少しておるではありませんか。これら一、二の点を見まして、府、労働大臣の言う完全雇用がいかに貧困なるものであるかが立証されるのであります。わが党は、かかる悪に満ちた欺瞞政策を断じて許すわけはありません。（拍手）

その理由の第二は、公務員給与改訂からむ公務員制度の改悪であります。効率改訂については、昨年の七月出され人事院勧告をよりよく政府が受けて、この一部を予算に組み入れたのであります。それが、過去三ヵ年にわたる賃金ストップと、七回にわたる勧告視から、当然のことであります。しかし、問題は、この賃上げに伴つて、給与制度、賃金体系が著しく改悪される点であります。その裏には、職制の強化をめぐる反動きわまる労働政策を含んでゐる点であります。わが党の反撃によつて幾分緩和されたとはいながら、人事院廃止等を含めて、この露骨なる反動的態度の表われを、われわれは決して見のがすわけには参りません。（拍手）

理由の第三は、今次春季闘争に対する政府並びに松浦労働大臣の不當な介入と、抜き打ち処分に見られる権力による労働者の彈圧労政にあります。（拍手）とともに、今春一齊に行われた公労協の闘争は、政府が過去数年間にわかつて調停案を無視し、仲裁裁定をじゅりりんしてきた、その不誠実さもまた態度に対する公労協傘下の労働者の怒りであり、ぎりぎりまで追い詰められた労働者の生活を守るために、きわめてささやかな抵抗であります。（拍手）

憲法に保障された罷業権を剝奪されたり、公労協の労働者に対する唯一の數いの道は、仲裁裁判の完全実施であります。過去數回にわたって仲裁裁判がじゅうりんをされました。かりに百歩譲つて、今回の裁判が完全実施であると仮定いたしましても、公労協の労働者の諸君の頭の中に深くしみ込んでいた政府に対する不信の念をぬぐい去ることは絶対に不可能であります。（拍手）労使の間における正常なるあり方の根底をなすものは相互の信赖感であります。基本的権利であるところの罷業権の代償としての仲裁裁判は、誠意をもつて実施するというがごときものでは絶対にありません。完全実施をするべきものであります。（拍手）当然やるべき義務を果さず、今回のことき不完全なる裁定実施をなしながら、一方的に労働者の責任のみを追及せんとする政府、松浦労働大臣の反動的な態度については、断して許すことはできません。（拍手）さらに、春闘の経過をしきいに見るならば、なおすべての責任は政府当局にあることは明らかであります。組合側は、平和解決を念願して、公労委の示す調停案を不満ながら受諾したにもかかわらず、公社をしてこれを拒否せしめ、実際には調停案と何らその内容には変りないといふことがわかつて、ながらも仲裁裁判にまで持ち込ませたことは、調停案を無視し、公労法を軽視するのみならず、ことさらに紛争を長引かせて混乱を招いた最大の原因であります。（拍手）かかる政府あるいは労働大臣の無責任な態度も、これまた断じてわれらの許すべからざる点であります。（拍手）

Digitized by srujanika@gmail.com

理由の第四は、事はそれでおろしいとして、これから一体どうするかといふ問題であります。今後の処置に関する松浦労働大臣なり政府の態度であります。不當なる処分に対する労働者の異議の申し立てに対しまして、松浦労働大臣の態度は、これを報復ストライキときめつけ、ばかの一つ覚えではないが、断固処分するの一点張りであります。これほど固陋頑迷な労働政策がどこにありますようか。(拍手) 一体、松浦労働大臣なり政府は、今日生じておる公労協の紛争の根本的な原因をどう考えておられるか。それは基本的に三つであります。その一つは、労働者の基本的な権利であるところの罷業権を奪つておる点にあるということをよく考えなければなりません。(拍手) この際根本的な解決をするためには、公労協労働者に対しても立法に保障されたる罷業権を守るべき法にあります。(拍手) 基本的な権利を守らなければなりません。そのためには、公労協労働者に対しても確実に保障されるべき権利を守らなければなりません。この上に立つて事態の解決をつかむ

その第三は、公社の自主性の尊重であります。労使間におけるいろいろの問題は、原則として労使の話し合いにまかせるということが以前であります。これがためには、公社の経営者に対して自主性を与えることが一番肝心であります。今日、公社の経営者に、労使の問題に関して果して自主性があるまじょうか。公社の経営者は、当事者能力を失いた、極端に言うならば弊社産者であります。

さらに、今回の裁定実施をめぐる補正予算において、給与総則を改正して基準内賃金と基準外賃金との流用を禁止し、さらに、少い自主性を強く拘束するがごとき態度といふものは、もはや公社としての性格を失わしめるものであります。かかる基本的な方策を樹立せずに、ほかの一つ覚えのように、いたずらに処分をする、処分をする。それで労働行政が完全といわれるであります。それを称して反動行政というのであります。(拍手)起つ

するけれども、責任者の処分さえすれば、それで国民は納得すると思つたら、大きな間違いであります。（拍手）正しい労働慣行というものは、まず政府の労働政策に対する謙虚なる反省から始められなければなりません。処分一本やりの強圧的労働行政を改めるところから始められなければならないと思います。（拍手）それは、一つには、公務員法、公労法、スト規制法等、反動立法を廢止して、すべての労働者に対して労働者の権利である罷業権を与えるといふところから始めていかなければならぬと信じます。しかるに、みずからを顧みることなく、公労法の再検討と称して、行政罰のみならず、刑罰を課するがごとき、公労法の改革をはからんとする試みや、もしくは鉄道営業法の改悪、さらにはまた、公社の自主性を弱めて政府の権力的介入を正当化せんとする試みは、これまたわが党の断じて許すことのできない重大な問題点であります。（拍手）

浦労働大臣が、当然公社で行うべき処分問題に關し、名古屋における發言と  
いちらものは何事でありますか。明らか  
に挑発であります。正しい労使の間に  
おける慣行といふものは、たとえば、  
処分の問題にしろ、仲裁裁判の確立後  
において双方の責任を十分に確かめて  
から行なつてしかるべきものであります。  
いわんや、仲裁裁判に對して、そ  
れが不完全実施であるといふ論争の  
まゝ最中に処分を發表し、抜き打ち的  
にこれを行うということは、どう考え  
ても、労働大臣として、労働者に對す  
るサービス・センターの役割を果して  
おるとは断じて言われません。(拍手)  
みずから紛争を激化せしめているその  
責任を私どもは断固として追及いたし  
ます。もはや、私どもは、一日たりとも  
も、松浦周太郎君、あなたを労働大臣の  
職にとどまらせるることはできません。  
それは、ただ単に日本の労働者のため  
といふばかりではありません。全國民

さらに、われわれが見のがしてはならない点は、松浦労政の団交権否認の憲法違反の点であります。公労法上に認められたところの団体交渉権によつて生じた労働協約の結論といふものは、政府といえども侵すことのできない確定債権債務であります。(拍手)所定の手続を経て給与化された確定分に対して、あたかも公社と労働組合のなれ合いの結論のごとく宣伝をして、大臣、運輸大臣の承認なり協議なりを経たものに対しても、あえてこれをし引くがときは、明らかに団交権の否認であり、憲法違反であります。

その理由は、政府、国鐵當局の責任を追及されては困るからであると明言をなしていることを見ても明らかでありますましよう。（拍手）さらに、松浦声明は処分の具体的方針にまで触れておりませんが、本来、労使間の処分の問題は、公社と労働組合との問題であります。本来公社対労組の問題であるべき処分問題に対してあの言明をするといふことは、だれが見ても、これは明らかなる政府の介入と言わざして何でありますか。（拍手）かかる団交権を否認して憲法に違反するような行為の数々ある松浦労働大臣を、私どもは断じて労働大臣として許しておくわけには參

るということが、最も正しい今後のあり方ではないでしょうか。(拍手)その二つは、罷業権を剝奪したとしたならば、その代償としての仲裁裁定にもつと権威を持たせなければだめであります。紛争の最大原因といふものは、いわゆる予算上、資金上から政府を拘束しないといふ公労法第十六条に明らかであることを認識すべきであります。(拍手)基本的権利の代償としての仲裁裁定が一方的な政府の自由裁量にまかされておる点にあるということを、どうしても考えなければなりません。たゞい理由はあるうとも、仲裁裁定に対するは完全にこれを実施するという形をとることが最大の問題であります。

事務官僚を法に照らして処分する、それだけなら、政治は必要であります。政治の要諦は、よつて来たる原因を十分確かめ、未然にその防止対策を樹立するところにあると確信をいたします。(拍手)

正しい労使の慣行ということを政府は石橋内閣以来公約をしておりますが、今まで申し上げましたいろいろの問題といふものは、政府みずからが法律を無視して顧みるところなく、ただ一方的に労働者を大量に首を切つて、これが正しい労働慣行と言えるでありますか。今日、政府は、国民感情を考慮して行なつた処分と言つておられます

理由の第五は、松浦周太郎君個人の性格なりその言動が労働大臣としてさへめて不適格であるという点であります。提案理由にもありました、労働省は、そもそも労働者に対するサービス・センターでなければなりません。しかし、松浦労働大臣の行動は、終始一貫、労働者を敵として資本家の側に立ち、労働者昇圧の先頭に立つてゐるではありませんか。先の提案理由の中にありました、日経連における発言の内容、あるいは国会の委員会における発言の内容等々を見ても、明らかに松浦労働大臣は労働者を敵とみなしてゐるわけであります。さらに、労使の間の紛争をまとめるべき役割である松







(目的) 第一条 この法律は、有線放送電話業務の適正な運営を図ることによつて、有線電気通信に関する秩序の確立に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律で「有線放送電話役務」とは、有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)第二条に規定する有線放送(以下単に「有線放送」という。)の業務を行つたための有線電気通信設備及びこれに附置する受信装置その他の有線電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他これららの有線電気通信設備を他人の通信の用に供することと(有線放送たるものを除く。)をいふ。

2 この法律で「有線放送電話業務」とは、有線放送電話役務を提供する業務をいふ。

(業務の許可)

第三条 有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 郵政大臣は、前条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その住民が社会的経済的に相互通じる連絡が不便となつてゐる地域を業務区域とするものであること。

二 その業務区域が同一の市町村内にあること。

三 その業務及び当該有線放送の業務を有利とするとして行はるものでないこと。

(許可の有効期間)

第五条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して五年とする。

2 前項の期間は、その満了の際、第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。)の申請により、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。ただし、再延長を妨げない。

(業務区域)

第六条 有線放送電話業者は、その業務区域外の場所にその業務の用に供する設備を設置し、これにより有線放送電話役務を提供してはならない。

2 有線放送電話業者は、その業務区域を拡張しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

3 第四条の規定は、前項の許可に準用する。

(契約約款の届出)

第七条 有線放送電話業者は、有線放送電話役務の料金その他の提供条件及び当該有線放送の業務の利用条件について契約約款を定め、その実施前に郵政大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

(報告)

第八条 有線放送電話業者は、もつばら通話の用に供するための線路を設置してはならない。

2 第十一条の規定による報告を定めたによる届出をした者

3 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 その業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 その業務の用に供する設備にもつばら通話の用に供するための線路がないこと。

六 その業務を行ふことが公益上必要であり、かつ、適切であること。

(地位の承継)

第九条 有線放送電話業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、有線放送電話業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有線放送電話業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 有線電気通信法の一部を次のように改正する。

1 第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 二以上の業務区域について有線放送電話に関する法律(昭和二十一年法律第二百三十六号)の規定による有線放送電話業務(有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいふ。以下同じ。)の用に供する設備と他の業務区域内の有線放送電話業務の用に供する設備とを相互に接続させてはならない。

附 則

1 この法律は、適用しない。

2 第十条第一号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第五号」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」を「第九条第一項第三号」に改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けたところに従つて有線放送電話業務を行うとき。

2 第二十五条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、報告書は会議録に掲載

1 第二十五条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項若しくは第二項」を加える。

2 その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

七七八〇

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三一檢第四号  
昭和三年二月五日

內閣總理大臣

日本放送協会昭和三十事業年度貸借対照表等の回付について  
日本放送協会昭和三十事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する  
説明書の検査を了し右書類を回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和三十年度財産目録

昭和三十一年三月三十一日現在

昭和三十二年五月十四日 衆議院会議録第四十号 有線放送電話に関する法律案外一件

昭和三十二年五月十四日 衆議院会議録第四十号 有線放送電話に関する法律案外一件

長期借入金

昭和三十一年三月三十一日現在

三、昭和三十一年度損益計算書

昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十日まで



一万五千円であり、減価償却引当金は、予算額五億四、〇〇〇万円に対し、五億五、八三六万六千円である。また、放送債券償還積立金戻入は、予定のとおり二億五、七八〇万円である。

事業収入は、一〇二億三  
五九一万三千円で、これを予  
算額九九億九、三一七万五千  
円に比較すれば、一億四、二  
七三万八千円の収入増である。  
すなわち、受信料収入は、  
受信契約者の増加の結果、一  
〇〇億一四万六千円で、予算  
額九八億九、六五〇万円に比  
較すれば、一億三六四万六千  
円の収入増である。

収入総額中テレビジョン関係は、一二億一、四八〇万七千円で、これを予算額一二億一、四二〇万円に比較すれば、六〇万七千円の収入増である。

2

ば、五、六二二万六千円の取入減である。  
すなわち、放送債券は、予定のとおり二億円であり、長期借入金は、受信料収入の増加により五億円の借入に止めたため、予算額五億五、〇〇〇万円に対し、五、〇〇〇万円の収入減である。また、売却固定資産代金は、八万七千円であり、減価償却引当金は、予算額一億三、一〇〇万円に対し、一億二、四六九万八千円であり、放送債券償還積立金戻入は、予定のとおり二〇〇万円である。

イ 資本支出は、一八億六、一〇九万八千円で、これを予算額一九億八、八二三万四千円に比較すれば、一億二、七一二万六千円の支出減である。  
すなわち、建設費は、一〇億六、〇七五万八千円で、予算額一億八、七九二万四千円に比較すれば、一億二、七一二万六千円の支出減であり、放送債券償還積立金繰入は、予定のとおり一億六、一〇〇万円である。諸返還金は、放送債券償還金五億四、六〇〇万円及び長期借入金返還金

イ 資本支出は、一八億六、一〇九万八千円で、これを予算額一九億八、八二三万四千円に比較すれば、一億二七一二万六千円の支出減である。  
すなわち、建設費は、一〇億六、〇七九万八千円で、予算額一億八、七九二万四千円に比較すれば、一億二七二万六千円の支出減であり、放送債券償還積立金繰入は、予定のとおり一億六、一〇〇円である。諸返還金は、放送債券償還金五億四、六〇〇万円及び長期借入金返還金九、三三〇万円で、いずれも予定のとおりである。

減価償却費は、前年度から継続して過年度償却不足額に対する特別償却額四、七九二千円を含めて五億五、八四〇〇〇万円に比較すれば、一、八三六万六千円の支出増である。

関連収益費は、未収受信料欠損償却七、二六〇万円、放送債券発行差金償却二、一六五万九千円、支払利息一億七三〇三万四千円及び雑損六五万三千円、合計二億六、七九四万六千円で、予算額二億六八二〇万円に比較すれば、一五万四千円の支出減である。

(テレビジョン)

資本支出

資本支出は、三億四、二〇二万一千円で、これを予算額三億四、五八七万九千円に比較すれば、三八五万八千円の支出減である。

すなわち、建設費は、二億五、〇二三万一千円で、これを予算額二億五、四〇七万九千円に比較すれば、三八五万八千円の支出減であり、放送債券償還積立金繰入は、予定のとおり三、九八〇万円である。諸返還金は、放送債券償還金二、一〇〇万円及び長期借入である。

□ 事業支出

事業支出は、八億六、五十五万九千円で、これを予算額九億六六七万四千円に比較すれば、四、一〇七万五千円の支出減である。

すなわち、事業費は、五億六、七九四万六千円で、予算額五億八、〇六七万四千円に比較すれば、一、二七二万八千円の支出減であり、このうち、人件費は、一億二、七〇七万九千円で、予算額一億二、八七六万五千円に比較すれば、一六八万六千円の支出減である。また、物件費は、四億四、〇八六万七千円で、予算額四億五、一九〇万九千円に比較すれば、一、一〇四万二千円の支出減である。

減価償却費は、一億二、四六九万八千円で、予算額一億三、一〇〇万円に比較すれば、六三〇万二千円の支出減である。

関連経費は、未収受信料欠損償却七四〇万円、放送債券発行差金償却三二八万二千円及び支払利息一億六、二三七万三千円、合計一億七、二九五万五千円で、予算額一億九、五〇〇万円に比較すれば、二、一〇四万五千円の支出減である。

産総額七五億五、八三八万円に比較すれば、六億九、三〇七万二千円の増であり、その内容は、大要次のとおりである。

流動資産総額は、八億九、三三一萬一千円で、これを前年度末流动資産総額六億五、二三万七千円に比較すれば、一億八、八〇七万四千円の増である。

また、固定資産総額は、六七億五、九七三万二千円で、これを前年度末固定資産六、二億三、九〇一万五千円に比較すれば、五億二、〇七万七千円の増である。

すなわち、本年度中の建設及び購入等により一、一億六、二二一万六千円の増、売却、除却等により六、三四万七千円の減、本年度減価償却により六億三、五一五万三千円の減となつたことによるものである。

次に、特定資産五億三、七六〇円は、これを前年度末の五億九、六六〇万円に比較すれば、五、六二万八千円の減である。六、〇八〇万九千円は、これを前年度末の一億一、七五二万八千円に比較すれば、五、六七一萬八千円に減である。

五 資本(固有資本及び剰余金)に関する事項

資本総額三五億九、五三三万円に比較すれば、三億八、七六六万一千円の増であり、その内容は大要次のとおりである。

### 一 固有資本

固有資本三二億五、一九五万三千円は、前年度末の固有資本二〇億三、二七八万九千円に、本年度末決算時における再評価積立金一一億一九一六万三千円を組み入れたものである。

### 二 剰余金

ラジオ積立金一三億二、一五四万一千円は、本年度初頭積立金一二億九、六九一萬八千円に、本年度中の固定資産売却損益等による剰余金増加高(一四六二万三千円)をえたものであり、テレビジョン繰越欠損金九億五千円から、本年度中の固定資産偶発益等による欠損金減少高一、〇四八万二千円を控除したるものである。

また、当期剰余金三億六、〇六二万八千円は、ラジオ当期剰余金八億七、六六七万三千円、テレビジョン当期欠損金五億一、〇四万五千円である。

なお、再評価積立金については、前年度末残高一一億一、七一三万五千円から、本年度中の固定資産の売却、除却等による取崩高七九七万二千円を控除した一二億一、九一六万三千円を本年度末決算時において固有資本に組み入れた。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○森本靖君 [森本靖君登壇] ただいま一括議題となりました有線放送電話に関する法律案並

### 有線放送電話に関する法律案外一件

びに日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関し、通信委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、有線放送電話に関する法律案について申し上げます。

本案は内閣提出にかかるものでありまして、これが提案の理由は、近時農山村等において有線放送設備を通話装置を付置した簡易な電話形態が急速に増加しているが、現行法によつてはその規律が困難であるから、この法律を制定して運営の適正をはかり、もつて有線電気通信に関する秩序の確立に資しようとするものであります。

法律案の内容の概略を申し上げれば、まず、有線放送設備を利用する電話業務を行ふには郵政大臣の許可を要することとし、許可の基準としては、

制定して運営の適正をはかり、もつて有線電気通信に関する秩序の確立に資しようとするものであります。

通信委員会におきましては、去る四月二十三日本案の付託を受けまして以

来、數次にわたり会議を開き、まず政

府より提案理由の説明を聴取し、政府

並びに日本電信電話公社当局との間に質疑応答を重ねて、慎重審議を進めたのであります。その詳細は会議録に記載ります。

かくして、委員会は五月十一日質疑を行いましたところ、全会一致をもつて本案を可決いたしました。

次いで、日本社会党森本委員より本

案に次の附帯決議を付すべき旨の動議

が提出され、これまた全会一致をもつて議決いたした次第であります。

附帯決議を朗読いたします。

日本電信電話公社は、全国あまねく、且つ、公平に、公衆電気通信役務を提供する使命を負うものであるから、有線放送電話に関する法律の制定施行如何にかかわらず、政府並びに公社当局は、向後一層、農山漁村等從來比較的通信の利便に恵まれていらない地帶における公衆電信電話施設の拡充、サービスの改善に努むべきである。

右決議する。

以上でございます。

次に、日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について御報告いたします。

式会社の公衆電気通信設備との接続、及び、二以上の業務区域について許可を受けたものの有線放送電話設備相互の接続を禁止しております。なお、この法律は公布の日から起算して二ヵ月を経過した日から施行することとなつております。

本議案の内容を概略御説明いたしまして、昭和三十一年度末現在における協会の資本総額は三十九億八千三百九万円であり、これに照應する資産は八十二億五千百四十五万余円、負債は四十二億六千八百三十六万余円で、資本総額において、前年度末に比し約一〇・七%の増となつております。損益につきましては、事業収入は、ラジオ関係が百一億三千五百九十一万余円、テレビジョン関係が三億八千八百二万余円、事業支出は、ラジオ関係が九十三億五千九百二十三万余円、テレビジョン関係が九億四百六万余円で、ラジオ関係においては、差引当期剰余金八億七千六百六十七万余円、テレビジョン関係においては、差引当期欠損金五億一千六百四万余円となつております。

なお、本件には、会計検査院において特に記述すべき意見はない旨の検査結果が添付されております。

通信委員会は、去る三月七日本議案の付託を受けたのであります。が、五月十三、十四の両日にわたり会議を開き、郵政省並びに会計検査院当局より説明を聴取し、質疑を行いましたほか、特に参考人として日本放送協会の役員等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。質疑応答は広範多岐にわたって行われましたので、その詳述を避け、すべて会議録によつて御承認らることにいたしたいと存じます。



び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。)

## 第二章 小型船海運組合

### 第一節 通則

#### (海運組合)

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、

小型船海運組合（以下「海運組合」という。）を組織することができ

る。

（法人格及び住所）

第四条 海運組合は、法人とする。

2 海運組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとす

る。

（原則）

第五条 海運組合は、次の要件を備

えなければならない。

1 営利を目的としないこと。

2 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

3 組合員の議決権及び選舉権が平等であること。

（名称）

第六条 海運組合は、その名称中に

海運組合という文字を用いなければならぬ。

2 海運組合でない者は、その名称

中に海運組合という文字を用いてはならない。

（登記）

第七条 海運組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ

第三者に対抗することができない。

（従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業）

十一 組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

第十二条 第八条第一項第一号から第六号までに規定する事業に關する事業

第十三条 海運組合は、運輸大臣の認可を受

## 第二節 事業及び調整規程

### （事業）

### （運送）

第八条 海運組合は、次に掲げる事業を行なうことができる。

1 小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貨渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うもの

の調整

2 組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

3 組合員が小型船により運送する貨物の引受け数量又は引受け方法の調整

4 組合員が配船する小型船の船腹の調整

5 組合員が保有する小型船の船腹の調整

6 組合員が小型船を運航するに必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入額の調整

7 組合員の小型船海運業に関する共同事業

8 組合員の小型船海運業の經營の合理化に関する指導及びあつせん

9 組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

10 組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十二 前各号に掲げる事業を行なうために必要な調査、研究その他

障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができ。ただし、一事業年度に

百分の二十をこえてはならない。

（団体協約の交渉及び締結）

第九条 海運組合は、組合員の經濟的地位の改善のためにする団体協約を締結することができる。

2 海運組合の代表者は、総会の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3 前項の交渉の申出を受けた者は、誠意をもつてこれに応じなければならぬ。

4 第一項の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5 第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の团体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

7 第二条第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間に不当に差別的であること。

8 荷主又は関連事業者の利益を不當に害すること。

9 荷主又は関連事業者の利益を不當に害すること。

10 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするとき又はその命令をした後ににおいて特に必要があると認めるときは、当該命令に係る海運組合に対し、期限を定めて、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならぬ。

11 運輸大臣は、第五十九条の命令をしようとするとき又はその命令をした後ににおいて特に必要があると認めるときは、当該命令に係る海運組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

12 運輸大臣は、運輸大臣の認可を受

けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

十二第二項、第十四条及び第十一条の規定を準用する。

（勧告）

第十二条 運輸大臣は、前条第一項の団体協約の締結のための交渉に關し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勧告をすることができる。

（調整規程の実施の予告等）

第十三条 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対する予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招來した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるよう努めなければならない。

3 従業員の認可を受けることは、認められなければならない。

4 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

5 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

6 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

7 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

8 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

9 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

10 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

11 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

12 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

13 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

14 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

15 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

16 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

17 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

18 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

19 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

20 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

21 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

22 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

23 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

24 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。

25 第二条第一項の認可を受けることは、認められない。





(組合員による総会招集)  
**第四十四条** 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、運輸大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

(総会招集の手続)

**第四十五条** 総会の招集は、会日の二十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。

**第四十六条** 海運組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載した者の住所(それは、その場所)にあればよい。

**2** 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

**第四十七条** この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更  
 二 每事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更  
 三 経費の賦課及び徵収の方法  
 四 その他定款で定める事項

**2** 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**3** 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

法律又は定款に特別の定のある場合は、総会の議事は、この法

を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**2** 議長は、総会において選任する。議長は、総会の議決に加わる権利を有しない。

**4** 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の決議)

**第四十九条** この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多數をもつてしなければならない。

一 定款の変更  
 二 海運組合の解散又は合併  
 三 組合員の除名

(商法の準用)

**第五十条** 総会については、商法第二百三十二条、第二百三十九条、五百四十九条第一項中「第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十三条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十三条まで並びに「第二百三十二条」とあるのは「小型船舶海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「小型船舶海運組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

**2** 前項の規定によると、役員の任期は、第三十一条第三項中「第二百五十八条」と、同法第二百八十四条第一項中「三百六十条」があるのは「四人」と読み替えるものとする。

**7** 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は他の組合員と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。

**2** 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

**3** 第一項の規定による設立委員の選任の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(商法等の準用)

**第五十五条** 合併については、商法第二百二条から第六百二十九条まで及び第二百八十二条から第六百十一条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第二百一十六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第二百三十一、第二百三十二条、第二百三十九条ノ二、第二百四十七条から第四百二十四条まで、第二百二十六条及び第二百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七ノ二、第二百三十五条ノ二十五第二項及び第三百三十六条から第六百三十八条まで、第二百三十九条から第六百三十九条まで及び第二百三十九条ノ三の規定を、清算人については第三十四条、第二百三十六条から第六百三十九条まで、第二百四十三条及び第四十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十二条第二項、第二百五十四条第一項、第二百五十四条ノ二、第二百五十八条第一項、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ三から第二百六十

**2** 合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**3** 前項の認可については、第二十条第三項及び第五項の規定を準用する。

**2** 総代会は、組合員のうちから、地域、事業の種類等に応じて公平に選舉されなければならない。

**2** 総代は、組合員のうちから、地をこえる海運組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

(総代会)

**第五十一条** 組合員の総数が二百人をこえる海運組合は、定款で定めることにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

**3** 第二十八条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

法律又は定款に特別の定のある場合は、総会の議事は、この法

**2** 合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**3** 前項の認可については、第二十条第三項及び第五項の規定を準用する。

**2** 総代会は、組合員のうちから、地をこえる海運組合は、定款で定めることにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

(総代会)

**第五十二条** 組合員の総数が二百人をこえる海運組合は、定款で定めることにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

**2** 小型船海運組合連合会は、他の運組合連合会を組織することができる。

(調整規程の総合調整等)

**第五十七条** 小型船海運組合連合会(以下「連合会」という。)は、会員の調整規程を総合調整し、並びに当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員のための調整規程を設定し、及び実施するものとする。

(準用)

**第五十八条** 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く)、第六条から第二十条まで、第二十二条第二項から第五項まで、第二十二条から第五十条まで及び第五十二条から第五十五条までの規定を準用する。この場合には、第六条中「海運組合」とあるのは「海運



第七十四条 次の各号の場合には、海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて海運組合又は連合会が行うことがでるべき事業以外の事業を当該の海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に基く政令による登記を怠つたとき。

三 第八条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第十五条(第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つたとき。

五 第二十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による商法第二十一条後段又は第六条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つたとき。

六 第二十五条第二項後段又は第六条第二十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つたとき。

七 第三十条若しくは第五十条(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)に四五条第四項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)に五十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

八 第三十二条第五項(第五十一条第四項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

九 第三十六条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十 第三十七条又は第三十八条规定を第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 正当な理由がないのに第三十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)に五十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)に四五条第一項の規定による報告を拒み又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十二条(第五十八条において準用する場合を含む。)に四五条第一項の規定による報告を拒み又は虚偽の報告をしたとき。

事縁、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八 第三十二条第五項(第五十一条第四項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して通常総会の招集を行つたとき。

九 第三十六条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して理事会を含む。)の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十 第三十七条又は第三十八条规定を第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 正当な理由がないのに第三十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第四十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)に五十九条(第五十八条において準用する場合を含む。)に四五条第一項の規定による報告を拒み又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十二条(第五十八条において準用する場合を含む。)に四五条第一項の規定による報告を拒み又は虚偽の報告をしたとき。

四条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第四十二条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して通常総会の招集を行つたとき。

十五 第五十五条において準用する商法第二百三十二条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十六 第五十五条において準用する商法第二百二十二条の規定に準用する公報を怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

十七 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五条において準用する商法第二百二十二条第一項の期間を不當に定めたとき。

十八 第五十五条において準用する商法第二百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十九 第六条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、第六条第二項の規定にかかるわらつて、これを用いることができる。

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

4 中小企業信用保険法(昭和二十一年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

5 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

6 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会

第十四条 第二項第十五号の五の次に次の二号を加える。

十五 第五十六条 小型船海運組合及び小規模業組合等に関する事務の認可等必要な処分をすること。

十六 第五十五条において準用する商法第二百三十二条の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十七 第六条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 小型船海運組合法(昭和三十二年法律第号)の規定により運輸審議会にはかかることを要する事項

第十二条 第六条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

四の二 小型船海運業の安定に關すること。

五 中小企業信用保険法(昭和二十一年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会

7 法人税法(昭和二十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

八 第九条第六項中「塩業組合」、「下に『小型船海運組合、小型船海運組合連合会』」を加える。

九 第九条第六項中「塩業組合、」を加える。

十 第九条第六項中「塩業組合、」を加える。

十一 組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に關する事項の處理

十二 第九条第三項を次のように改める。

十三 第十八条第三項中「第十二号まで」を「第十三号まで」に改める。

附則第四項中「第二条第三項」を

〔第二条第二項〕に改め、「小型船海運組合連組合連合会」の下に「であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業者」の直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を加える。

附則第五項中「小型船海運組合連合会」の下に「であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を加える。

附則中第四項を第五項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」と、「事業協同小組合、商工組合」の下に「小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

第七条第一項第五号の次に次の二号を加える。

六 小型船海運組合又ハ小型船海運組合連合会（直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ）

第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九条第一項第三号及び同条同項第四号中「酒販組合中央会」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」

附則に次の二項を加える。

9 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に  
「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。

10 税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第四十五条第一項中「商工組合連  
合会」の下に「小型船海運組合、小  
型船海運組合連合会」を加える。

〔報告書は全議録追録に掲載〕

船舶職員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決  
した。よつて国会法第八十三条によ  
りここに送付する。

昭和三十二年五月十三日

衆議院議長 益谷秀次殿

參議院議長 松野 鶴平

船舶職員法の一部を改正する法律案

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九  
条の二」に改める。

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第一項第三号中「日本船舶  
その他」を「日本船舶(本邦の各港同  
又は湖、川若しくは港のみを航行す  
るものを除く。)その他」に改め、同  
条第二項中「一等船舶通信士」を「通  
信長」に改める。

第六条第三号中「二年」を「五年」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十条第一項の規定又は海難審判法第四条第二項の裁決により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停止の期間中は、免責を与えない。

第八条の見出し中「有効期間」を「失効」に改め、同条第一項を次のように改める。

海技従事者が上級の資格についての免許を受けたとき、又は第十二条第二項の規定により船舶の機関の種類についての限定を受けた者が同一の資格についての限定を受けたときは、下級の資格についての免許を受けた者は、上級の機関の種類についての限定を受けた免許は、その効力を生じる。但し、船舶の機関の種類についての限定をしない免許を受けた者は、船舶の機関の種類についての免許を受けたとき、この限りでない。

第八条第二項中「前項の有効期間中であつても」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第十八条第三項の規定は、第一項の資格の上級及び下級の別に準用する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、海技従事者が心臓の故障のため船舶職員たるに適なくなつたと認めるときは、その免許を取り消すことができる。

第十一條第一項中「前条第二項」と「前条第三項」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

(海技試験官)

第十四条の二 運輸大臣は、関係職員のうちから海技試験官を任命し、運輸省令で定めるところにより、試験に関する事務を行わせることとする。

第十八条第一項中「、別表第四」を「又は別表第五」と改め、同項ただし書きを次のように改める。

但し、機関又は無線電信（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条第二項（同法第十四条の規定に基く政令において準用する場合を含む。）の規定による無線電信を含む。）を有しない船舶にあつては、機関長、一等機関士、二等機関士若しくは三等機関士又は通信士若しくは二等船舶通信士若しくは三等船舶通信士の職務を行う者を乗組ませることを要しない。

第十八条第二項中「又は別表第一」を削り、同条第三項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第十九条を次のように改める。

(航海中の欠員)

第十九条 前条第一項及び第二項並びに第二十条の二の規定は、船舶職員として乗り組んだ海技従事者

の死亡その他やむを得ない事由により船舶の航海中に船舶職員に欠員を生じた場合には、その限度において、当該船舶については、適用しない。但し、その航海の終了後は、この限りでない。

2 前項の場合においては、船舶所有者は、通常なく、運輸大臣にその旨届け出なければならない。

3 運輸大臣は、第一項の場合において、必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、その欠員を補充すべきことを命ずることができることとする。

第二十条に次の一見出しを附する。  
(船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格についての特例)

第二十条第一号中「ひかれて」の下に、「又は随伴して」を加え、同条に次の一号を加える。

四 その他運輸省令で定める場合第二十条の次に次の二条を加える。

第二十条の二 船舶所有者は、船舶を航行区域外に航行させようとするときは、第十八条の規定による外、運輸大臣の指定する資格の海技従事者をその指定する職の船舶職員として船舶に乗り組ませなければならない。

第二十一条第一項中「別表第四又は別表第五」を「又は別表第四」に、「船舶職員の業務を行つてはならない」を「船舶職員として乗組んではならない」に改め、同条第二項中「又は別表第二」を削り、「船舶職員の業務を行つてはならない」を「船舶職員として乗組んではならない」に改め、同条第三項中「第一項」を



昭和三十二年五月十四日 案議院会議録第四十号 小型船海運組合法案外一案

近海区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の従漁船で制限を有する漁船で乙区域内において従業するもの

第三章 第二節									
船舶の等級と船員の資格									
船舶の等級と船員の資格									
船長	甲種船長	乙種船長又は甲種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種三等航海士	乙種機関長又は甲種二等機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種三等機関士
一等航海士	乙種二等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種三等航海士	乙種機関長又は甲種二等機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種三等機関士
二等航海士	乙種二等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種三等航海士	乙種機関長又は甲種二等機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種三等機関士
三等航海士	乙種二等航海士	乙種二等航海士	乙種一等航海士	乙種二等航海士	乙種三等航海士	乙種機関長又は甲種二等機関士	乙種一等機関士	乙種二等機関士	乙種三等機関士
未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの	未満のもの
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種一等航海士
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種二等航海士
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種三等航海士
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種一等機関士
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種二等機関士
総トン数二千トン以上三千ト ン未満のもの	(近海区域第一 区を航行区域とす る船舶を除く。)	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	乙種三等機関士

一等機関士	二等機関士	三等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長	一等機関士	二等機関士	三等機関士	機関長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	機関長
又は乙種二等機関士	乙種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等航海士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	乙種一等航海士	甲種一等機関士	乙種二等機関士	甲種一等機関士	乙種二等機関士	甲種一等機関士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	乙種一等航海士	甲種一等機関士
総トン数三千五百トン以上三千	総トン数一千五百トン以上三百	総トン数千五百トン以上三百	総トン数一千五百トン以上三百	船長	機関長	航海士	機関長	船長	機関長	機関士	機関士	機関士	機関士	機関士	機関士
総トン数三千トン以上のもの	総トン数一千五百トン以上のもの	総トン数一千五百トン以上のもの	総トン数一千五百トン以上のもの	甲種船長	甲種機関長	甲種一等航海士	甲種一等機関士	甲種船長	甲種機関長	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	甲種一等機関士
三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関長	三等航海士	二等航海士	一等航海士	機関士	三等機関士	二等機関士	一等機関士	機関士	機関士	機関士	機関士	機関士
甲種二等機関士	甲種二等航海士	甲種一等航海士	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種一等航海士	甲種一等機関士	甲種二等機関士	甲種一等機関士	甲種一等機関士	甲種一等機関士	甲種一等機関士	甲種一等航海士	甲種一等機関士	甲種一等機関士

昭和三十二年五月十四日 衆議院會議錄第四十号 小型船海運組合法案外一案

七九八

運輸省令で定めるその他の船舶  
備考 乙区域とは、東經百八十度、南緯十三度、東經九十四度及び北緯六十三度の線に  
より囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第二

船	船	船舶職員	資格
平水区域又は沿海区 域を航行区域とする 旅客船	総トン数三千トン未満のもの	通 信 長	乙種船舶通信士
近海区域を航行区域 とする旅客船	総トン数三千トン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
遠洋区域を航行区域 とする旅客船	総トン数五百トン未満のもの	通 信 長	甲種船舶通信士
	総トン数五百トン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五百トン未満のもの	通 信 長	甲種船舶通信士	
総トン数五百トン以上三千ト ン未満のもの	通 信 長	乙種船舶通信士	
総トン数三千トン以上のもの	通 信 長	甲種船舶通信士	
三等船舶通信士	乙種船舶通信士		

別表第三

船	通 信 長	乙種船舶通信士
船 舶 職 員	通 信 長	資 格
平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの	甲種船舶通信士	甲種船舶通信士
総トン数千六百トン未満のも	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士
通 信 士	乙種船舶通信士	乙種船舶通信士

通 納  
平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの

---

通 納  
総トン數千六百トン未満のも

近海区域又は遠洋区域を航行区域とする 船舶であつて旅客船以外のもの	総トン数十六百トン以上五千五百トン未満のもの	通 信 長	甲種船舶通信士
総トン数五千五百トン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士	
三等船舶通信士	通 信 長	甲種船舶通信士	
乙種船舶通信士	二等船舶通信士	乙種船舶通信士	

別表第四

船	船 約 職 員	資 格	第一種の従業制限を 有する漁船	總トン数五百トン未満のもの	通 信 長	丙種船舶通信士
			總トン數五百トン以上のもの	總 ト ン 數 五 百 ト ソ ン 未 滿 の も の	通 信 長	丙種船舶通信士
第二種又は第三種の 従業制限を有する漁 船で乙区域内におい て従業するもの	總トン數五百トン未満のもの ト ン 未 滿 の も の	通 信 長	乙種船舶通信士	總 ト ン 數 五 百 ト ソ ン 未 滿 の も の	通 信 長	丙種船舶通信士
総トン數千六百トン以上のも の	通 信 長	乙種船舶通信士	丙種船舶通信士	總 ト ン 數 五 百 ト ソ ン 未 滿 の も の	通 信 長	丙種船舶通信士
二等船舶通信士	甲種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	總 ト ン 數 五 百 ト ソ ン 未 滿 の も の	通 信 長	丙種船舶通信士

第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの

備考	乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいふ。	従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの	従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの	第二種又は第三種の漁船で甲区域内において従業するもの	第三種又は第四種の漁船で甲区域内において従業するもの
		五百トン未満のもの	五百トン未満のもの	五百トン未満のもの	五百トン未満のもの
		総トン数五千五百トン以上のもの	総トン数五千五百トン以上のもの	総トン数五千五百トン以上のもの	総トン数五千五百トン以上のもの
		通 信 長	三等船舶通信士	通 信 長	三等船舶通信士
		二等船舶通信士	乙種船舶通信士	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
		三等船舶通信士	丙種船舶通信士	三等船舶通信士	丙種船舶通信士

**備考** 乙区域とは、東經百八度、南緯十三度、東經九十四度及より围まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいふ。















第百条中「農業共済組合」を「組合等」に改め、「毎事業年度」の下に「(共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。次条において同じ。)」を加える。

第一百一十条中「農業共済組合」を「組合等」と改める。  
第一百一一条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改める。  
「組合員等」を「組合員等」に、「組合から」を「組合等から」に、「組合は、組合員等は、當該組合等は、當該組合等に對して」と「當該組合等は、當該組合等に對して」と改める。  
第二百三十三条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第百四条中「第十五条第一項第一号に掲げる者が第十六条第一項の規定により農業共済組合の組合員となつたときを「第一号資格者が農業共済組合の組合員となつたとき」、「その者を」「その時に」「その者に」改め、同条に次のただし書きを加える。

但し、第十六条第一項但書に規定する者で第十五条第一項第二号又は第三号にも該当するものうち該農業共済組合に加入の申込をする際該農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係を成立させない旨の申出をしたものについては、この限りでない。

第四百四条に次の三項を加える。

農業共済組合の組合員で該農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものが、当然加入資格者となるに至つたときも、また前項本文と同様とする。

第八十五条の三第四項若しくは第六項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつたときは、命令で定める場合

除いて、その時に、当該公示に係る共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下農作物共済等資格者という。）と当該公示に係る市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。但し、その旨の同号の業務の規模が命令で定める基準に達していない者については、この限りでない。

第六項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済關係の存しない者が農作物共済等資格者（前項書に規定する者を除く。）となるに至つたときは、また同項本文と同様とする。

第一項又は前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受ける。した時に、当該組合等と当該申出した者との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。但し、組合等が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

農作物共済等資格者でなければ、共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係を成立させることができない。

第一百四条の三 第百四条又は前条  
三項の場合において、これらの一定  
により組合等との間に農作物  
及び蚕繭共済の共済関係が成  
すこととなる者の業務とする  
作又は養蚕に係る共済目的がそ  
共済関係の成立の際に第百十  
第一号又は第二号に掲げる期間  
始期を過ぎて いるものであると  
は、当該共済目的については、一

前項の申出があったときは、組合等がその申出を受理した時に当該申出に係る共済関係は、消するものとする。

第百四条の五 組合等との間に農物共済及び蚕繭共済の共済関係を存する者は、左に掲げる共済区分ごとに、そのいずれかの共済目的についてのその考査の基準に達する者は、左に掲げる共済区分第一項第一号の要旨等が省令で定める基準に達しないときは、省令の定めるところにより、組合等に対し、その考査の基準に達しない年ごとに、当該区分の共済的について農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

一 水稻及び陸稻

二 麦

三 春蚕繭

四 夏秋蚕繭

五 第八十四条第一項第一号の命令で指定する食糧農作物（陸稻を除く。）

前項の申出があつたときは、該申出に係る共済目的については、当該組合等と当該申出をした者のとの間に農作物共済及び蚕繭の共済関係は、存しないものとする。

第二百五条第一項中「農業共済組合員は、定款に特別の定のある場合」を「組合員等は、命令の定めるところにより定款等で特別の定をした場合」に、「当該組合」を「組合等」に改め、同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第三項中「組合員は、定款の定めるところにより組合等は、定款等の定めるところにより組合に」を「組合等に」とり、「組合に」を「組合等に」に

的について農作物共済及び蚕桑業の共済關係の停止の申出をすることができる。

一 水稻及び陸稻

二 麦

三 春蚕繭

四 夏秋蚕繭

五 第八十四条第一項第一号の命令で指定する食糧農作物（陸稻を除く。）

の取穫物を「蘭」に、「定款」を「定數等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的である農作物の耕作を行う耕地ごとに係る平年における当該共済目的の取穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の単位当たり共済金額は、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る取穫物の単位当たり価格の百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第一百七条第一項を次のように改め

農作物共済及び蚕蘭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行ふ市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

第一百八条 削除

第一百九条 組合等は、農作物共済にあつては共済事故による共済目的の減収量が当該耕地の平年におい

ては地域及び」に改める。

第一百八条及び第一百九条を次のよ

的に保有する穀物の単位当たり価格と百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において省令の定めるところにより組合等が定額等で定める金額とする。

第一百七条第一項を次のように改め  
る。

農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに及び組合等の区域（農業共済組合に

の取穫物を「蘭」に、「定款」を「定數等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的である農作物の耕作を行う耕地ごとに係る平年における当該共済目的の取穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の単位当たり共済金額は、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る取穫物の単位当たり価格の百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第一百七条第一項を次のように改め

農作物共済及び蚕蘭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行ふ市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

第一百八条 削除

第一百九条 組合等は、農作物共済にあつては共済事故による共済目的の減収量が当該耕地の平年におい

ては地域及び」に改める。

第一百八条及び第一百九条を次のよ

ける収穫量の百分の三十をこえた場合、蚕繭共済にあつては共済事故による共済目的的の減収量が平年における当該組合員等の単位当たり収穫量の百分の三十をこえた場合に、左の金額に相当する金額の共済金を当該組合員等に支払うものとする。

一 農作物共済にあつては、当該耕地に係る第百六条第一項の単位当たり共済金額に、当該耕地の平年における収穫量の百分の七十からその年における当該耕地の収穫量を差し引いて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

二 蚕繭共済にあつては、第百六条第三項の共済金額に、被害の程度に応じて省令で定める率を乗じて得た金額

第一百十一条を次のように改める。

第百十二条 組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者で、出生後第五月の月末を経過した牛(十二歳以下のものに限る)及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理するもの(以下本項において義務加入者といふ)は、農業共済組合についてはその総会において、共済事業を行う市町村にあつてはその議会において、その旨の議決をしたときは、省令で定める場合を除き、当該家畜を当該組合等の死廃病傷共済に付さなければならぬ。その議決後に当該議決に係る組合等につき義務加入者となるに至つた者についても、また同様とする。

前項の総会の議決については、第  
四十三条第二項の規定を準用する。

第百十二条の二中「農業共済組合は、組合員から」を「組合等は、農業共済組合にあつては組合員から、共

共済事業を行ふ市町村にあつては家畜共済資格者から」に改め、同条を第百十一条の三とし、第百十二条の次に次の二条を加える。

第百十二条の二 共済事業を行ふ市町村との間に家畜共済の共済関係を成立させることができるとする者は、第十五条第一項第二号に掲げる者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。

共済事業を行ふ市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係等が組合員等から」に改め、同条第二項ただし書中「定款」を「定款等」に改める。

第百十二条第一項中「家畜は」の下に、「省令で定める場合を除き」を加え、同条第二項中「死廢病傷共済關係は」の下に、「省令で定める場合を除き」を加える。

第百十四条第一項第一号及び第二号中「定款」を「定款等」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第五項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十六条第一項第一号及び同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第一項第一号中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十七条中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合は」を「当該組合員等は」に改める。

第百十八条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、同条た

だし書中「生じたときは」を「生じた場合その他省令で定める場合は」に改める。

第一百九条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合の承諾」を「組合等の承諾」に改める。

第二百二十条の三中「第一百一条の二」を「第一百十二条の三」に改める。

第二百二十二条第一項中「農業共済組合が」を「組合等が」に、「その組合員」を「その組合員等」に改め、同条第三項を削る。

第二百二十五条第二項中「農業共済組合とその組合員」と「組合等とその組合員又は農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」に、「当該農業共済組合との間」を「当該組合等との間」に改める。

第二百二十六条第一項中「農業共済組合は」を「組合等は」に改め、同条第二項中「当該農業共済組合」を「当該組合等」に改める。

第二百二十七条中「組合に」を「農業共済組合連合会に」に改める。

第二百二十九条第一号中「定款」を「定款等」に改める。

第二百三十条中「命令の定めるところにより、共済事業の種類ごとに会計を区分して」を「その会計を省令で定める勘定区分ごとに」に改める。

第二百三十二条第一項中「当該組合」を「当該農業共済組合連合会」に改め段として次のように加える。

第二百三十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第一項及び第六項、第八十八条」に、「第九十八条」を「第九十八条の三」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十九条の三中「当該組合等の損害評価会」とあるのは、「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替えるものとする。

第一百三十二条の二第一項中「所属農業共済組合」の下に、「当該農業共済組合連合会の組合員たる共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」を加え、同条第二項中「及び第一百二十二条第三項」を削る。

第一百二十四条中「当該組合」を「当該農業共済組合連合会」に改める。

第一百四十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 農業共済組合連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込を遅滞したとき。

第一百四十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第六項及び第八十八条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第八十七条の二第六項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保険料の納入の督促」と読み替えるものとする。

第五章の次に第一章を加える。

第五章の二 監督

第一百四十二条の二 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令に基いてする行政庁の处分又は定款等を守つてゐるかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行ふ市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下本条、次条及び第百四十二条の五第一項において同

じ)に關し必要な報告を徵し、又は組合等若しくは農業共濟組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

**第一百四十二条の三 行政厅は、組合員の十分の一以上の同意を得て、行政厅に対し、農業共濟团体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政厅の处分又は定款に違反する疑があることを理由として当該農業共濟团体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政厅は、当該農業共濟团体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。**

**第一百四十二条の五 行政厅は、第四十二条の二の規定により報告を徵し、又は同条乃至前条の規定により検査を行つた場合において、組合等又は農業共濟組合連合会の業務又は会計が法令、法令に基づける行行政厅の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該組合等又は農業共濟組合連合会に対し、必要な措置を採るべき旨を命令することができる。**

行政厅は、前項の規定による外、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正且つ効率的に行わせるため特に必要があるときは、組合等又は農業共濟組合連合会に対し、当該事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

**第一百四十二条の六 農業共濟团体が前条の規定による命令に違反したときは、行政厅は、当該農業共濟**

昭和三十二年五月十四日 衆議院会議録第四十号 輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案外三案

団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁

は、当該命令に係る役員を解任することができる。

農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁

は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

第一百四十二条の七 行政庁は、組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一箇月以内に当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

行政庁は、組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又

は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第一百四十二条の七 行政庁は、組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合若しくは総代会の招集手續若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又

は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

前項に規定するもの外、損害評価会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十五条の次に次の二条を加える。

第一百四十五条の二 第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三条の場合及び「法令に基いてする行政庁の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については主務大臣(第百四十二条の二乃至至百四十二条の五の場合にあつては、主務大臣及び都道府県知事)とする。

第一百四十六条第一項中「第七十八条十九条」を「同条、第一百四十二条の三若しくは第百四十二条の四」に、「一千円以下」を「三万円以下」に改める。

第一百四十七条中「第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の二号を加える。」

第一百三十条の二第一項又は「第百三十条の規定に違反したところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要な事項について調査審議する。」

損害評価会は、定数等の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要な事項について調査審議する。

損害評価会は、前項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、定数等の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

害補償法第百十一条第一項の譲決は、改正後の同項前段の規定によつてした農業共済組合の総会の譲り受けたものである。

第一百四十五条の次に次の二条を加える。

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

この法律の施行前にした行為に決とみなす。

超異常共済掛金標準率は、当分の間、百七条第五項の規定にかかるものと定めることとする。

農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項及び第六項(共済掛金等の督促)並びに第九十条」に改める。

第四十六条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項から第六項まで(共済掛金等の督促)並びに第九十条」に改める。

第四十五条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項から第六項まで(共済掛金等の督促)並びに第九十条」に改める。

第四十六条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項から第六項まで(共済掛金等の督促)並びに第九十条」に改める。

四項又は第六項の公示の際、同法第百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済關係が成立した場合を除く。)に

は、その者は、省令の定めるところにより、当該市町村の共済事業の実施区域の全部又は一部とする市町村との間に同法

は一部とする市町村との間に同法

組合が解散したときは、組合は、同法第百四条第三項の規定による解散の第四第五項の規定による解散の

組合員(農業災害補償法第八十五

組合員が納付したときよ出金又は特

別きよ出金に相当する金額を払い

もどさなければならぬ。

組合員が納付したときよ出金又は特

別きよ出金に相当する金額を払い



する。三、必要措置命令及び監督命令に違反した農業共済団体の役員を一万円以下の料料に処するよう修正する。以上のとき修正案が提出せられ、この修正案及び修正部分を除く政府原案を採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次いで、芳賀委員より、自民社会両

党的共同提案によつて附帯決議を付すべき旨の動議が提出され、可決されましたが、それは、基準反収の改訂、損害評価方法の改善等八項目にわたるものであります。

次いで、農業災害補償法臨時特例法

を廃止する法律案について採決を行つたといたしました。足鹿委員から、

この法律は昭和三十二年五月一日から施行することになつてゐるが、これを

公布の日から施行するよう修正する旨

の修正案が提出され、本案もまた全会一致をもつて修正議決いたしました。

最後に、農業災害補償法第百七十三条

四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特

例に関する法律案の採決を行なつたと

ころ、全会一致をもつて政府原案の通

り可決すべきものと議決した次第であ

ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これより採

決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたしま

す。本案を可決するに御異議ありませ

んか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、日程は追加せら

れました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、日程第六ないし第八の三案を一括して採決いたします。三案中、日程第八の委員長の報告は可決であります。委員長の報告を求めます。

〔報告通り決するに御異議ありませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、三案は委員長報

告の通り決するに御異議ありませんか。

〔報告通り決するに御異議ありませんか。〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、三案は委員長報

告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

業組合等に関する法律の一項を改正する法律案、右三案を一括して議題とい

たします。委員長の報告を求めます。

大蔵委員会理事横澤重吉君。

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

〔報告通り決するに御異議ありませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

と認めます。よつて、三案は委員長報

告の通り決するに御異議ありませんか。

2 この法律において「基準日」とは、再評価法第二条本文(再評価法(基準日))に規定する基準日(昭和二十八年一月一日)をい。ただし、基準日の特例資産については、同条ただし書に定める日をい。

3 この法律において「再評価可能資産」とは、減価償却資産のうち、次に掲げる資産をい。

一 昭和二十八年一月一日において、

て減価償却資産であつた資産

(基準日の特例資産を除く)。

二 基準日の特例資産のうち、そ

の基準日が法人にあつては昭和三十二年中に最初に開始する事

業年度開始の日以前に、個人に

あつては同年一月一日以前に到

來した減価償却資産

れか一の日。以下次項において同

のほか、昭和三十二年中に開始す

る事業年度開始の日(当該開始の

日が二以上あるときは、そのいず

れか一の日。以下次項において同

じ)。現在において、同法第六条第一項(法人の資産の再評価)の規定に

よる再評価を行うことができる。

一 企業資本充実のための資産再

評価等の特別措置法(昭和二十

九年法律第百四十二号)以下

「資本充実法」とい)の施行の

日(昭和二十九年六月一日)にお

いて資本の額が五千万円以上で

あつた株式会社

4 この法律において「基準日の特

例資産」とは、再評価法第三条各

号基準日の特例に規定する資産

をい。

5 この法律において「事業年度」と

は、第三条第一項第二号及び第四

号を除くほか、法人税法第七条

(法人の事業年度)に定める事業年

度をい。

二条第二項若しくは第四項から第

八項まで(定義)又は第四十条(法

人の再評価税の課税標準)若しく

は第四十二条(個人の再評価税の

差額)とは、それぞれ再評価法第

二項「無形減価償却資産又は「再評価

資産」」と、その再評価法の差額をい。評価の実施地において有する再評価可能資産(再評価法(基準日))の額のない資産の再評価)の規定により再評価を行うことができないものを除く。以下次項において同じ。について、再評価法(基準日)に規定する資産の再評価の時期)に定めるもののはか、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日(当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれか一の日)。以下次項において同じ。現在において、同法第六条第一項(法人の資産の再評価)の規定による再評価を行うことができる。

一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十一年法律第百四十二号)以下「資本充実法」とい)の施行の日(昭和二十九年六月一日)において資本の額が五千万円以上であつた株式会社で、同日を含む事業年度(資本充実法第二条第二項(定義)に規定する事業年度をい。以下第四号において同じ)開始の日において当該会社が有する同法第二条第五項に規定する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額(再評価法(基準日)に規定する再評価限度額をい)の規

合計額が一億円以上であつた。

（要再評価会社が合併した場合の再評価の強制）の規定により同法第六条第一項（再評価の強制）の規定による再評価を行わなければならぬこととされた

四 前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日において、最低限度以上の再評価（資本充実法第十九条第一項（再評価）に規定する最低限度以上の再評価をい。以下この条及び次条において同じ。）を行つたもの及び資本充実法第十九条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとなされたもの

あるときは、資本充実法第十四条の規定により再評価を行ななければならぬ最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行なう。又は同法第十九条第三項の規定により行つたものとみなされた日とする。後、合併法人の昭和三十一年十二月三十一日を含む事業年度終了の日(その日が昭和三十三年五月三十一日後であるときは、同日)までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価法の可能資産で当該合併により取得したものを、合併の時期の区分に応じ次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行うことができる。

一 合併の日が昭和三十一年十二月三十一日以前であるときは、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日

二 合併の日が昭和三十一年一月一日以後であるときは、当該合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日

(再評価を行なうことができる個人及びその再評価の時期)

第四条 個人(次に掲げる個人を除く。)は、当該個人が基準日から引

き続き再評価法の施行地において、有する再評価可能資産について、再評価法第十三条第三項（個人の減価償却資産の再評価の時期）に定めるものほか、昭和三十二年一月一日現在において同法第八条第一項（個人の減価償却資産の評価）の規定による再評価を行ふことができる。

一 昭和二十八年一月一日又は四十九年一月一日において是低限度以上の再評価を行つた個人

人

二 資本充実法第十九条第四百零二条（再評価税等の減免を受ける要件となる再評価を行つたものとみなす場合）の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされた個人

人

前項各号に掲げる個人以外の個人（前項の規定に基いて再評価を行つた個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つた個人を除く。）が昭和三十二年一月一日から昭和三十三年三月十五日までの間に死亡した場合においては、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産について、同法第十六条第一項から第三項まで（死亡の場合の再評価の承認）に定めるもののほか、昭和三十二年一月一日現在においてこれらの規

3 再評価法第四条の二（相続人、所有者とみなす場合）の規定は、第一項各号に掲げる個人の有していた資産については、適用しない。  
(再評価限度額の計算に適用する倍数)  
第五条 前二条の規定に基いて再評価を行う場合において、有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。）の再評価法第十七条第一項本文（有形減価償却資産の再評価額）の規定による評価の限度額の計算に適用する倍数は、同項本文の規定にかかるらず、当該資産の取得の時期及び耐用年数（基準日において法人税法又は所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう。）に応じて定める別表甲の倍数とする。  
2 前二条の規定に基いて再評価を行ふ場合において、無形減価償却資産（鉱業権を除く。）の再評価法第十八条（無形減価償却資産の再評価額）の規定による再評価の限度額の計算に適用する倍数は、同条の規定にかかわらず、当該資産の種類及び取得の時期に応じて定める別表乙の倍数とする。  
(再評価税の税率)  
第六条 第三条又は第四条の規定に基いて行う再評価についての再評

2 再評価法の規定により行う再評価で次に掲げるものに係る再評価の税率は、同法第四十四条の規定にかかわらず、再評価差額の百分の二とする。

一 第三条の規定の適用を受ける法人が、基準日の特例資産での基準日が昭和三十二年中に最初に開始する事業年度の開始の日後に到来するものについて、再評価法第六条第一項（法人の再評価）又は第十四条第三項（合併の場合における再評価）の規定により行う再評価

二 第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十二年一月一日後に到来するものについて、再評価法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）又は第十六条第二項（死亡の場合の再評価の承継）の規定により行う再評価

三 第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、当該個人又は被相続人が基準日から引き続き再評価法の施行地に有する資産でその事業の用に供していないものを昭和三十二年一月一日後にその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつたものについて、同法第十

昭和三十一年五月十四日 衆議院会議録第四十号 中小企業の資産再評価の特例に関する法律案外一案

十二年八月三十一日以前であるときは、同日）までとする。

第一項（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）又は第十六条第三項の規定により行う再評価

### (法人の再評価の申告期限)

第七条 第三条の規定に基いて再評価を行つた法人の当該再評価に係

再評価法第四十五条第一項（法

人の再評価の申告の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかるらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該再評価に係る再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年三月三十一日後であるときは、同年五月三十一日まで）とする。

**(個人の再評価の申告期限)**

再評価を行つた個人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第二項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までとする。

項の規定にかかるらず、これらの  
再評価に係る再評価税額に当該各  
事業年度の月数（これらの再評価  
に係る再評価日が事業年度開始の  
日以外の日である場合における当  
該再評価日を含む事業年度につい  
ては、当該再評価日から当該事業  
年度終了の日までの月数とし、こ  
れらの再評価に係る再評価日より

評価を行つた相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかるわらず、相続の開始又は遺贈（包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る）の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日の前日（その日が昭和三

業年度については、二十四から既に当該再評価税の納付すべき額の計算の基礎となつた月数を控除した月数とする。)を乗じて二十四で除して計算した金額とする。

による納期は、同項の規定にかかるわらず、これらの再評価に係る再評価日の属する年の翌年から二年同、毎年一月十六日（第六条第一項第二号又は第三号に掲げる再評価税に係る再評価税にあつては、二月十六日）から三月十五日まで（再評価法第四十六条第一項又は第三項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌

**第十一条** 第四条の規定に基く再評価税又は第六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる再評価を行つた個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項(個人の減価償却資産についての再評価税の納付)の規定による納期は、同項の規定にかかるわらず、これらの再評価に係る再評価税

十四条（再評価積立金を取りにくくした場合の再評価税の免除）  
八十六条（個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除）及び第八十八条（所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除）の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価税についてでは、適用しない。

ついでに、適用しない。  
再評価法第十三条第二項（同法第  
二十四条第五項、第四十五条第四  
項、第五十一条第四項又は第七十  
一条第三項において準用する場合  
を含む。）（法人の事業年度が六月  
を一とする場合に一事業年度とみな  
すもの）の規定は、第六条の規定  
の適用を受ける再評価及びこれに  
係る再評価税（追徴税額を含む。）  
については、適用しない。

第六十条（繰上納付）、第六十一条（再評価税の督促）又は第七十七条（利子税額）の規定の適用については、第九条又は第十条の納期及び納期限をそれぞれ同法第五十一条第一項（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）又は第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）に規定する納期及び納期限とする。

正申告書)、第六十五条(再評価額等の更正)又は第八百二十五条(限度額をこえる再評価についての罰則)の規定の適用については、第五条及び再評価法第三章の規定により計算した再評価の限度額を同法第三章に規定する限度額とし、

(再評価の限度額等についての 再評価法の適用)

(再評価益積立金の資本への組入れ)の規定によりその全額を資本に組み入れることができる時期は、これらの項の規定にかかるわらず、当該再評価に係る再評価税を完納した日と昭和三十五年一月一日とのいずれか遅い日とする。

第十二条 第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行つた法人がこれらに係るものとして再評価の再評価積立金の指定により積み立てた金額について同法第一百九条第四項又は第五百

(再評価積立金の全額の資本への組入れの時期)

別表甲 有形減価償却資産(販業の用に供するものを除く。)についての再評価倍数表

(一)

耐用年数 取得の時期	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
明治 33 年以前													0.13	0.25
明治 34 年													0.13	0.26
明治 35 年													0.20	0.33
明治 36 年												0.13	0.19	0.37
明治 37 年												0.12	0.23	0.41
明治 38 年												0.17	0.27	0.43
明治 39 年												0.16	0.32	0.47
明治 40 年											0.10	0.20	0.34	0.49
明治 41 年											0.11	0.26	0.41	0.61
明治 42 年											0.16	0.32	0.48	0.74
明治 43 年										0.11	0.16	0.37	0.57	0.88
明治 44 年										0.10	0.20	0.40	0.60	0.95
明治 45 年										0.15	0.24	0.43	0.71	1.0
大正元年														
大正 2 年										0.15	0.29	0.52	0.81	1.2
大正 3 年									0.10	0.20	0.35	0.65	0.99	1.4
大正 4 年									0.10	0.25	0.44	0.74	1.2	1.6
大正 5 年									0.13	0.25	0.45	0.73	1.1	1.5
大正 6 年									0.14	0.26	0.42	0.68	1.0	1.4
大正 7 年									0.13	0.23	0.37	0.62	0.89	1.2
大正 8 年									0.12	0.22	0.36	0.58	0.82	1.2
大正 9 年									0.13	0.26	0.40	0.62	0.88	1.2
大正 10 年								0.12	0.22	0.38	0.62	0.92	1.3	1.8
大正 11 年								0.15	0.27	0.49	0.73	1.2	1.6	2.1
大正 12 年								0.17	0.34	0.57	0.86	1.3	1.8	2.4
大正 13 年							0.10	0.21	0.39	0.64	0.99	1.5	2.0	2.6
大正 14 年							0.15	0.29	0.47	0.80	1.2	1.8	2.4	3.1
大正 15 年							0.19	0.37	0.66	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9
昭和 2 年						0.12	0.25	0.50	0.84	1.4	2.0	2.8	3.7	4.7
昭和 3 年						0.14	0.34	0.61	1.1	1.7	2.3	3.3	4.3	5.4
昭和 4 年						0.20	0.43	0.80	1.3	2.0	2.8	3.9	5.1	6.3
昭和 5 年					0.14	0.31	0.66	1.2	1.9	2.9	4.0	5.5	7.1	8.8
昭和 6 年					0.21	0.49	0.98	1.8	2.7	4.1	5.6	7.6	9.7	12
昭和 7 年					0.26	0.59	1.2	2.0	3.0	4.5	6.0	8.0	11	13
昭和 8 年					0.10	0.29	0.68	1.3	2.1	3.2	4.6	6.1	8.2	11
昭和 9 年					0.16	0.41	0.85	1.6	2.6	3.8	5.4	7.1	9.3	12
昭和 10 年					0.22	0.53	1.1	1.9	3.1	4.5	6.3	8.2	11	13

耐用年数 取得の時期	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
昭 和 11 年				0.27	0.68	1.4	2.3	3.6	5.2	7.2	9.3	12	15	17
昭 和 12 年			0.10	0.32	0.76	1.5	2.4	3.7	5.2	7.1	9.0	12	14	16
昭 和 13 年			0.14	0.44	0.97	1.8	2.9	4.3	6.0	8.0	10	13	15	18
昭 和 14 年			0.19	0.55	1.2	2.1	3.3	4.8	6.6	8.7	11	14	16	19
昭 和 15 年			0.26	0.69	1.4	2.4	3.7	5.3	7.1	9.2	12	14	17	19
昭 和 16 年		0.11	0.37	0.91	1.8	2.9	4.4	6.1	8.0	11	13	15	18	20
昭 和 17 年		0.15	0.50	1.2	2.2	3.5	5.1	6.9	8.9	12	14	17	19	21
昭 和 18 年		0.23	0.69	1.5	2.7	4.2	5.9	8.0	11	13	15	18	20	23
昭 和 19 年		0.33	0.89	1.9	3.2	4.7	6.6	8.7	11	14	16	18	21	23
昭和20年	1月—3月	0.10	0.42	1.1	2.1	3.4	5.0	6.8	8.7	11	13	15	18	20
	4月—6月	0.11	0.43	1.1	2.1	3.3	4.8	6.5	8.3	11	13	14	16	18
	7月—9月	0.12	0.45	1.1	2.1	3.3	4.7	6.3	8.0	9.8	12	14	16	17
	10月—12月	0.10	0.36	0.83	1.6	2.5	3.6	4.7	6.0	7.2	8.6	9.9	12	13
昭和21年	1月—2月	0.07	0.24	0.54	0.99	1.6	2.2	2.9	3.7	4.5	5.3	6.0	6.8	7.6
	3月	0.05	0.18	0.40	0.73	1.2	1.6	2.1	2.7	3.2	3.8	4.3	4.9	5.4
	4月—6月	0.04	0.14	0.31	0.57	0.88	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.8	4.2
	7月—9月	0.04	0.14	0.30	0.53	0.81	1.2	1.5	1.9	2.2	2.6	3.0	3.3	3.7
	10月—12月	0.04	0.13	0.28	0.50	0.75	1.1	1.4	1.7	2.0	2.4	2.7	3.0	3.6
昭和22年	1月—3月	0.04	0.13	0.28	0.49	0.73	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.5	2.8	3.1
	4月—6月	0.04	0.11	0.23	0.39	0.59	0.79	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4
	7月—9月	0.03	0.07	0.14	0.24	0.35	0.46	0.59	0.72	0.85	0.98	1.1	1.3	1.4
	10月—12月	0.02	0.06	0.11	0.19	0.27	0.36	0.46	0.56	0.65	0.75	0.84	0.94	1.1
昭和23年	1月—3月	0.02	0.06	0.12	0.19	0.27	0.36	0.45	0.54	0.63	0.73	0.81	0.90	0.97
	4月—6月	0.03	0.07	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.55	0.63	0.73	0.81	0.89	0.97
	7月—9月	0.02	0.04	0.08	0.13	0.18	0.23	0.28	0.34	0.39	0.44	0.49	0.54	0.59
	10月—12月	0.02	0.04	0.07	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.35	0.39	0.43	0.48	0.55
昭和24年	1月—3月	0.02	0.04	0.08	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50
	4月—6月	0.02	0.05	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.53
	7月—9月	0.02	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.26	0.30	0.34	0.38	0.42	0.45	0.49
	10月—12月	0.03	0.05	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.35	0.39	0.43	0.46	0.52
昭和25年	1月—3月	0.03	0.06	0.10	0.14	0.18	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.46	0.49
	4月—6月	0.03	0.06	0.10	0.15	0.19	0.24	0.28	0.33	0.37	0.41	0.44	0.47	0.51
	7月—9月	0.03	0.07	0.10	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35	0.39	0.42	0.45	0.50
	10月—12月	0.03	0.07	0.10	0.14	0.19	0.22	0.26	0.30	0.33	0.37	0.39	0.42	0.45
昭和26年	1月—3月	0.04	0.07	0.10	0.14	0.18	0.22	0.26	0.29	0.32	0.35	0.38	0.40	0.43
	4月—6月	0.04	0.08	0.11	0.16	0.20	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.39	0.42	0.44
	7月—9月	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.32	0.35	0.38	0.41	0.44	0.46
	10月—12月	0.05	0.09	0.14	0.18	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37	0.40	0.43	0.45	0.50
昭和27年	0.06	0.11	0.15	0.20	0.24	0.28	0.32	0.36	0.39	0.42	0.44	0.47	0.49	0.51

(二)

耐用年数 取得の時期	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年
明治 33 年以前	0.38	0.57	0.81	1.1	1.6	2.1	2.5	3.2	3.9	4.7	5.7	7.8	11	15
明治 34 年	0.46	0.65	0.98	1.3	1.9	2.4	2.9	3.8	4.5	5.4	6.5	8.8	12	16
明治 35 年	0.52	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2	4.0	4.8	5.8	6.9	9.4	13	17
明治 36 年	0.55	0.85	1.2	1.5	2.2	2.8	3.3	4.2	4.9	5.9	7.1	9.5	13	17
明治 37 年	0.64	0.87	1.3	1.6	2.3	2.9	3.4	4.4	5.2	6.1	7.3	9.8	13	18
明治 38 年	0.65	0.97	1.3	1.7	2.4	3.0	3.5	4.4	5.3	6.3	7.4	9.8	13	18
明治 39 年	0.73	1.1	1.5	1.8	2.5	3.2	3.8	4.7	5.6	6.6	7.8	11	14	18
明治 40 年	0.78	1.2	1.5	1.9	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.7	7.9	11	14	18
明治 41 年	0.91	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	4.4	5.5	6.5	7.6	8.9	12	16	20
明治 42 年	1.2	1.6	2.0	2.5	3.5	4.3	5.1	6.3	7.4	8.6	11	14	17	22
明治 43 年	1.3	1.8	2.3	2.8	3.8	4.8	5.5	6.8	8.0	9.3	11	14	18	24
明治 44 年	1.4	1.9	2.5	3.0	4.1	5.0	5.9	7.2	8.4	9.7	12	15	19	24
明治 45 年	1.5	2.0	2.6	3.2	4.3	5.3	6.1	7.5	8.7	10	12	15	19	25
大正 2 年	1.7	2.3	2.9	3.5	4.8	5.8	6.7	8.2	9.5	11	13	16	21	26
大正 3 年	2.0	2.7	3.5	4.1	5.6	6.8	7.8	9.4	11	13	15	19	23	29
大正 4 年	2.3	3.0	3.9	4.6	6.1	7.4	8.5	11	12	14	16	20	25	31
大正 5 年	2.1	2.8	3.6	4.2	5.6	6.7	7.7	9.2	11	13	14	18	22	27
大正 6 年	1.9	2.5	3.2	4.0	5.0	5.9	6.8	8.1	9.2	11	12	15	19	23
大正 7 年	1.7	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	5.7	6.7	7.7	8.7	9.9	13	16	19
大正 8 年	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	4.5	5.1	6.1	6.9	7.8	8.8	11	14	17
大正 9 年	1.6	2.1	2.6	3.2	3.9	4.6	5.1	6.0	6.8	7.7	8.7	11	13	16
大正 10 年	2.4	3.0	3.7	4.5	5.5	6.5	7.3	8.6	9.6	11	13	15	18	22
大正 11 年	2.8	3.5	4.3	5.2	6.3	7.3	8.2	9.6	11	13	14	17	20	24
大正 12 年	3.1	3.9	4.7	5.7	6.9	8.0	8.9	11	12	13	15	18	21	25
大正 13 年	3.4	4.2	5.1	6.1	7.3	8.5	9.5	11	13	14	16	19	22	26
大正 14 年	3.9	4.9	5.8	7.0	8.3	9.6	11	13	14	16	17	20	24	29
昭和 15 年	5.0	6.2	7.4	8.8	11	12	14	16	17	19	21	25	29	34
昭和 2 年	6.0	7.4	8.7	11	13	14	16	18	20	22	24	28	33	39
昭和 3 年	6.8	8.3	9.7	12	14	16	17	20	21	23	26	30	35	41
昭和 4 年	7.9	9.6	12	14	16	18	19	22	24	26	29	33	39	45
昭和 5 年	11	14	16	18	21	24	28	31	34	38	41	44	48	56
昭和 6 年	15	18	21	24	28	31	34	38	41	44	47	54	64	73
昭和 7 年	16	18	21	24	28	31	33	37	40	44	47	54	62	71
昭和 8 年	15	18	21	23	27	30	32	36	38	42	45	51	58	66
昭和 9 年	17	20	23	26	29	32	35	38	41	44	48	54	61	69
昭和 10 年	19	22	25	28	31	35	37	41	44	47	51	57	64	72
昭和 11 年	21	24	27	30	33	37	39	43	46	49	53	59	66	74

耐用年数 取得の時期	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年	
昭和 12 年	19	22	25	27	31	33	36	39	41	44	47	53	58	65	
昭和 13 年	21	24	26	29	32	35	37	40	43	46	49	54	59	66	
昭和 14 年	21	24	27	29	32	35	37	40	42	45	48	53	58	64	
昭和 15 年	22	24	27	29	32	34	36	39	41	44	46	51	56	61	
昭和 16 年	23	25	28	30	33	36	37	40	42	45	47	51	56	61	
昭和 17 年	24	26	29	31	34	36	38	41	43	45	47	51	55	60	
昭和 18 年	25	28	30	32	35	37	39	41	43	45	48	51	55	59	
昭和 19 年	25	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	49	52	56	
昭和 20 年	1月—3月	24	26	27	29	31	33	34	36	38	39	41	43	46	49
	4月—6月	22	24	25	27	29	30	32	33	35	36	37	40	42	45
	7月—9月	21	23	24	26	27	29	30	31	32	34	35	37	40	42
	10月—12月	15	17	18	19	20	21	22	23	24	24	25	27	29	30
昭和 21 年	1月—2月	9.0	9.7	11	11	12	13	13	14	14	15	15	16	17	18
	3月	6.4	6.9	7.4	7.8	8.3	8.7	9.0	9.4	9.8	11	11	12	12	13
	4月—6月	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	6.9	7.2	7.5	7.8	8.0	8.5	9.0	9.6
	7月—9月	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0	6.3	6.5	6.8	7.0	7.4	7.8	8.3
	10月—12月	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4	5.6	5.8	6.0	6.2	6.5	6.9	7.3
昭和 22 年	1月—3月	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.3	5.5	5.7	6.0	6.3	6.7
	4月—6月	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.7	3.8	4.0	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1
	7月—9月	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.7	2.8
	10月—12月	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1
昭和 23 年	1月—3月	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	4月—6月	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0
	7月—9月	0.67	0.71	0.74	0.78	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.1	1.1	1.2
	10月—12月	0.59	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.89	0.93	0.97
昭和 24 年	1月—3月	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.81	0.85	0.89	0.92
	4月—6月	0.56	0.59	0.61	0.64	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.83	0.86	0.90
	7月—9月	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.69	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.84	0.87
	10月—12月	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70	0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.83	0.87
昭和 25 年	1月—3月	0.55	0.57	0.60	0.62	0.65	0.67	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.78	0.81	0.84
	4月—6月	0.56	0.59	0.61	0.63	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.82	0.85
	7月—9月	0.53	0.55	0.57	0.59	0.61	0.63	0.65	0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.76	0.79
	10月—12月	0.49	0.52	0.54	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.73
昭和 26 年	1月—3月	0.47	0.49	0.51	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68
	4月—6月	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.67	0.69
	7月—9月	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59	0.61	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70
	10月—12月	0.52	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71
昭和 27 年		0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72

(三)

耐用年数 取得の時期	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
明治 33 年 以 前	17	24	25	34	36	46	58	61	69	73	82	98	110	124
明治 34 年	18	26	28	37	39	50	63	66	75	79	89	105	118	133
明治 35 年	19	27	29	39	41	51	65	68	77	81	91	108	121	135
明治 36 年	19	27	29	38	41	51	63	67	75	79	89	105	117	131
明治 37 年	20	28	29	38	41	51	63	66	74	78	87	103	115	128
明治 38 年	20	27	29	38	40	49	61	65	72	76	84	99	110	123
明治 39 年	20	28	29	38	41	50	62	65	72	76	85	99	110	123
明治 40 年	20	27	29	38	40	49	60	63	70	74	82	95	106	117
明治 41 年	22	30	32	41	43	53	65	68	75	79	88	102	113	125
明治 42 年	25	33	35	45	47	58	71	74	82	86	95	110	122	135
明治 43 年	26	35	37	47	49	60	73	76	84	89	97	113	124	137
明治 44 年	27	36	37	48	50	60	73	77	84	89	97	112	123	136
明治 正元年	27	36	37	47	50	60	72	76	83	87	95	110	120	132
大正 2 年	29	38	40	50	52	63	75	79	86	90	99	113	124	135
大正 3 年	32	42	44	55	57	69	82	86	94	98	107	122	133	146
大正 4 年	34	44	46	57	60	71	84	88	96	100	110	125	136	148
大正 5 年	30	38	40	50	52	61	73	76	83	86	94	107	116	126
大正 6 年	25	32	34	42	43	51	60	63	68	71	77	88	95	103
大正 7 年	21	26	27	34	35	41	48	50	54	57	61	69	75	81
大正 8 年	18	23	24	29	30	35	41	43	46	48	52	58	63	68
大正 9 年	17	22	23	28	29	34	39	41	44	45	49	55	59	64
大正 10 年	24	30	31	38	39	45	53	55	59	61	66	73	79	85
大正 11 年	26	32	34	40	42	48	56	58	62	65	70	77	83	89
大正 12 年	27	34	35	42	43	50	57	59	64	66	71	79	84	90
大正 13 年	28	35	36	42	44	50	58	60	64	66	71	78	84	90
大正 14 年	31	37	39	46	47	54	62	64	68	70	75	83	89	95
昭和 15 年	37	45	46	54	56	64	72	75	80	82	88	97	103	110
昭和 2 年	41	50	51	60	62	70	79	82	87	90	96	105	112	119
昭和 3 年	44	52	54	63	65	73	82	85	90	93	98	108	114	121
昭和 4 年	48	57	59	68	70	79	88	91	96	99	105	114	121	128
昭和 5 年	62	73	75	87	89	100	112	115	121	125	132	143	152	160
昭和 6 年	78	91	94	108	111	123	138	141	149	153	162	175	185	195
昭和 7 年	75	87	90	102	105	117	129	133	140	143	151	163	172	181
昭和 8 年	69	81	83	94	96	107	118	121	127	130	137	147	155	162
昭和 9 年	73	84	86	97	99	109	120	123	129	132	139	149	156	164
昭和 10 年	75	87	89	100	102	112	122	125	131	134	140	150	157	165
昭和 11 年	77	88	90	101	103	112	123	125	131	134	140	149	156	162
昭和 12 年	68	77	79	87	89	97	105	108	112	114	119	127	132	138

耐用年数 取得の時期	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年
昭和 13 年	69	77	79	87	89	96	104	106	110	113	117	124	129	134
昭和 14 年	66	74	76	83	85	91	98	100	104	106	110	116	121	125
昭和 15 年	63	70	71	78	79	85	92	93	97	98	102	107	111	115
昭和 16 年	63	69	71	77	78	83	89	91	94	95	98	103	107	110
昭和 17 年	61	68	69	74	75	80	86	87	90	91	94	98	101	105
昭和 18 年	61	67	68	73	74	79	83	85	87	88	91	95	98	101
昭和 19 年	58	63	63	68	69	73	77	78	80	81	83	87	89	91
昭和 20 年	1月—3月	50	54	55	59	59	62	66	66	68	69	71	73	75
	4月—6月	46	50	50	53	54	57	60	60	62	63	64	66	68
	7月—9月	43	46	47	50	50	53	55	56	57	58	59	62	63
	10月—12月	31	33	34	36	36	38	40	40	41	42	43	44	45
昭和 21 年	1月—2月	19	20	20	21	22	23	24	24	24	25	25	26	27
	3月	13	14	14	15	15	16	17	17	17	17	18	18	19
	4月—6月	9.8	11	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	15
	7月—9月	8.5	9.1	9.2	9.7	9.8	11	11	11	12	12	12	12	13
	10月—12月	7.5	8.0	8.0	8.5	8.6	8.9	9.3	9.4	9.6	9.7	10	11	11
昭和 22 年	1月—3月	6.8	7.3	7.3	7.7	7.8	8.2	8.5	8.6	8.8	8.9	9.0	9.3	9.5
	4月—6月	5.2	5.5	5.6	5.9	5.9	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.2
	7月—9月	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0
	10月—12月	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	3.0
昭和 23 年	1月—3月	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8
	4月—6月	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7
	7月—9月	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6
	10月—12月	0.99	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
昭和 24 年	1月—3月	0.94	0.99	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
	4月—6月	0.91	0.96	0.97	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	7月—9月	0.89	0.93	0.93	0.97	0.98	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
	10月—12月	0.88	0.92	0.93	0.96	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
昭和 25 年	1月—3月	0.85	0.89	0.90	0.93	0.94	0.97	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	4月—6月	0.86	0.90	0.91	0.94	0.95	0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	7月—9月	0.80	0.83	0.84	0.87	0.87	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.98	0.99
	10月—12月	0.74	0.77	0.77	0.80	0.80	0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.91
昭和 26 年	1月—3月	0.69	0.71	0.72	0.74	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.83	0.84
	4月—6月	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76	0.77	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85
	7月—9月	0.71	0.73	0.74	0.76	0.76	0.78	0.80	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85
	10月—12月	0.72	0.74	0.75	0.77	0.77	0.79	0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.87
昭和 27 年		0.73	0.75	0.76	0.78	0.78	0.80	0.82	0.82	0.83	0.83	0.84	0.85	0.86

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数この表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

別表乙 無形減価償却資産(鉱業権を除く。)についての再評価倍数表

種類	実用新案権 及び意匠権	漁業権、 特許権及 び営業権	電気ガス供 給施設利用 権及び商標 権	水 利 権	専用側線利 用権及び鐵 道軌道連絡 通行施設利 用権
取得の時期					
昭和 3 年					3.9
昭和 4 年					14
昭和 5 年					29
昭和 6 年					48
昭和 7 年					56
昭和 8 年					59
昭和 9 年					69
昭和 10 年					78
昭和 11 年					85
昭和 12 年					78
昭和 13 年				12	82
昭和 14 年				21	81
昭和 15 年				28	79
昭和 16 年				35	80
昭和 17 年			1.6	40	79
昭和 18 年			12	45	79
昭和 19 年			19	46	74
昭和 20 年	1月—3月		23	44	64
	4月—6月		22	40	59
	7月—9月		22	38	55
	10月—12月		17	28	39
昭和 21 年	1月—2月		11	17	23
	3月		7.3	12	17
	4月—6月		5.6	9.0	13
	7月—9月		5.1	7.9	11
	10月—12月		4.7	7.0	9.3
昭和 22 年	1月—3月		4.4	6.5	8.5
	4月—6月		3.5	5.0	6.5
	7月—9月		2.0	2.8	3.6
	10月—12月		1.5	2.1	2.7
昭和 23 年	1月—3月	0.36	1.5	2.0	2.5
	4月—6月	0.43	1.5	2.0	2.4
	7月—9月	0.30	0.87	1.2	1.5
	10月—12月	0.30	0.76	0.99	1.3
昭和 24 年	1月—3月	0.32	0.74	0.94	1.2
	4月—6月	0.34	0.73	0.92	1.1
	7月—9月	0.36	0.72	0.89	1.1
	10月—12月	0.39	0.73	0.89	1.1
昭和 25 年	1月—3月	0.40	0.72	0.87	1.1
	4月—6月	0.43	0.73	0.88	1.1
	7月—9月	0.43	0.69	0.81	0.94
	10月—12月	0.13	0.41	0.64	0.75
昭和 26 年	1月—3月	0.15	0.41	0.61	0.71
	4月—6月	0.19	0.43	0.62	0.72
	7月—9月	0.22	0.46	0.64	0.73
	10月—12月	0.26	0.48	0.66	0.74
昭和 27 年	0.30	0.51	0.68	0.76	0.84

**附 則**  
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。  
2 第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十日までに再評価法第十四条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第

三項(死亡の場合の申告)又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項(相続税の申告書)の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、その提出期限は、これらの所得税法又は相続税法の規定にかかるわらず、同日までとする。

4 資産再評価法の一部を次のよう  
に改正する。

五百二十二条第一項中「この法律  
の施行」を「再評価税に関する調  
査その他のこの法律の施行」に改め  
る。

5 企業資本充実のための資産再評  
価等の特別措置法の一部を次のよ  
うに改正する。

第三十五条第一項中「五百万円」

「合計額(最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十二年法律第一号)第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減資償却資産の再評価後簿価額及び再評価限度額の合計額)を附記」を

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案に対する修正案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案に対する修正案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案に対する修正案

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案に対する修正案

第六条第一項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

第六条中「百分の二」を「百分の一・五」に改める。

第七条中「三月三十一日」を「四月三十日」に、「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。





## 第六章 決算

第三十一条を削り、第三十二条を次のように改める。

## (利益の処理)

第二十七条 この会計の毎会計年度の決算上利益を生じたときは、次

条の規定により繰り越された損失を当該利益の額をもつてうめ、当該利益の額にお残余があるとき

は、これを翌年度に繰り越すものとする。ただし、当該残余のうち

大蔵大臣の定める額は、回収準備資金に繰り入れることができる。

第三十三条中「損失を生じたときは」の下に、「前条の規定により繰り越す」とある。

第三十三条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(剩余金の繰越)

第二十九条 この会計の毎会計年度における歳入の収納済額から歳出の支出来額を控除した残余は、第

二十七条ただし書の規定により回取準備資金に繰り入れるものと除くほか、流動資産として翌年度に繰り越し、予算の定めるところにより使用することができる。

第三十四条を第三十条とし、第三十五条第二項第一号中「及び第二十五条の規定による実績表」を「補助

金回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次のように加える。

## 第七章 雜則

## (余裕金の運用)

第三十二条 この会計に余裕金があるときは、資金運用部に預託することができる。

第三十六条第一項中「当該年度の出納の完結まで」を「当該年度内」に改め、同条を第三十三条とし、第三十七条及び第三十八条を三條ずつ繰り上げる。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度の予算から適用する。

2 昭和三十三年四月一日において、この会計の保有する地金(引換貨幣及び回取貨幣を含む)は、造幣局の事業のうち造幣事業以外のものに係るものとして大蔵大臣が定めるものを除くほか、補助貨幣回収準備資金に編入し、同資金において保有することができる。

3 造幣局特別会計法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十四号)附則第二項又はこの法律による改正前の造幣局特別会計法第三十二条の規定によりこの会計から一般会計又は補助貨幣回収準備資金に納付し、又は編入すべきは、昭和三十三年三月三十一日においてまだ当該納付又は編入がされていないものについては、同日以後においては、当該納付又は編入は、要しないものとする。

4 第二項の規定により補助貨幣回取準備資金に編入された地金の価

額が前項の規定により納付又は編入を要しないこととされた利益の額の合計額をこえるときは、その

こととされる額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計

の固有資本又は前受金の減少に充てるものとする。

5 前項に規定する地金の価額は、時価を参考して大蔵大臣が定めるところによる。

6 昭和三十二年度の決算の確定の日において、この会計の同年度以前の年度に係る決算上の損失があるときは、その合計額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本の減少に充てるものとする。

7 第二十九条の二 組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

8 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

9 第六条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に、「味りん」を「みりん」に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

## (総代会)

第三十九条の二 組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

10 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

11 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

12 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

13 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

14 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

15 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

16 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

17 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

18 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

19 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

20 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

21 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

22 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

23 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

24 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

25 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

26 第二十九条第一項中「焼ちゅう」を「しょうちゅう」に改める。

第一項中「酒税の保全」の下に「及び酒類業界の安定」を加え、「酒類製造業者等が」「酒類業者か」「酒類製造業者等に」を「酒類業者等」に改める。

第四十二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことにより、酒類の取引の正常な運行が阻害され、組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の納付が困難となり、又はなるおそれがあるため、酒税の納付が認められる場合において、左に掲げる規制を行ふこと。

造業又は酒類販売業の経営が不健全となつており、又はなるおそれがあるため、酒税の納付が認められる場合において、左に掲げる規制を行ふこと。

6 総代会においては、前項の規定にかかるわらず、酒類業組合の解散又は合併について議決することができない。

7 第九号を次のように改める。



第九十三条及び第九十四条第三項  
中「認可を受けた」を規定により認  
可を受けた、又は認可を受けること  
を要しない」に改める。

第百一十二条に次の二号を加える。  
十八 第八十七条の二の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四

1 この法律は、公布の日から施行する。

改正後の酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条の二の規定は、同条に規定する酒類業組合等のこの法律の施行の日以後終了する事業年度分から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔横錢重吉君登壇〕

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の概要のおもなる点は、この法律に基いて再評価を行うことができる者の範囲は、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法によつて再評価を強制された会社以外の法人及び個人で、第三次再評価において減価

償却資産の再評価限度額の八・〇%以上  
の再評価を行わなかった者といたして  
ております。また、今回の再評価の  
対象となる資産は、基準日から再評価  
日まで引き続き有していた減価償却資  
産とし、基準日は第三次再評価と同じ  
昭和二十八年一月一日をいたしております。  
再評価日につきましては、法人  
の場合には昭和三十二年中に開始する  
事業年度開始の日とし、個人について  
は昭和三十二年一月一日現在において  
再評価を行うことができることとして  
おります。再評価税につきましては、  
本来その税率は再評価差額の六名が原  
則なのであります。今回特に二%  
といたしております。また、その納付  
方法につきましては、二年間に均分納  
付することとし、延納、繰り上げ徵收  
等の制度を採用しない等、納付方法の  
簡素化をはかることといたしております  
す。さらに、再評価の申告は、法人の  
場合には、再評価日を含む事業年度分  
の法人税の確定申告期限と同日までと  
して、その最終期限は昭和三十三年五  
月三十一日とし、個人の場合には、昭  
和三十三年一月十六日から同年三月十  
五日までといたします。

あるを一・五%とする、二、再評価税の納付方法二年間均分納付とする、三、再評価の申告について法人の場合の最終期限を一ヶ月延長する、四、固定資産の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法の規定にかかわらず、三年間は再評価を行ふ前の価格とすること等であります。この修正によりまして、約四千万円程度の減収が見込まれるのであります。

なお、修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたしましたところ、この程度の修正はやむを得ない旨の意見が述べられました。

に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案につきましてはいすれも全会一致をもつて可決され、よつて、本法律案は修正議決されました。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、造幣局特別会計の運営の合理化に資するため、次の議点に改正を加えようとするものであります。すなわち、第一点は、従来特別会

計に帰属していた引きかえ貨幣または回収貨幣は、これを補助貨幣回収準備資金に属せしめることとし、特別会計において貨幣製造のためこれを地金として使用する必要があるときは、このための所要量を特別会計に払い出す

こと。第一点は、資産の評価益、固定資産の増減等、企業努力以外の要因によって生ずる資産の増減は、これをこの会計の損益勘定で処理することな

直接この会計の固有資本の増減とし  
て処理すること。第二点は、固定資産  
の拡張及び改良が行われた場合、直ち  
にこれを資本の増加とすることなく、

固定資産にかかる支出額が該年度の減価償却費に比して超過する場合のみ、その超過する分を増資に充てる

とともに、不足した場合には、その不足する分は資産勘定に減価償却費受け入れ未済金として特掲すること。第四点は、当該年度における純益は、補助金等回収準備資金に一部を編入する場合と余ては翌年度に繰り越すことを

合をもつて、本法の施行に着手することとし、逆に欠損が生じたときは、前年度の繰り越し利益があれば、これをもつて埋めることができるようにすることと。第五点は、本法は公布の日から施行し、昭和三十三年度予算から適用す

度決算終了のときにおける一般会計に  
対する未納付益金、前受金及び補助貨  
幣回収準備資金に対する未編入益金

は、この会計に属している引きかえ貨幣または回収貨幣等の地金を同資金に引き渡すことによって決済することとするほか、同年度末における決算上の損失は減資により処理することとしたしております。

本案につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、本十四日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況に顧みまして、所要の改正を加えようとするものでありますして、おもなる内容は次の通りであります。まず第一に、酒類業組合等の行う規制事業の前提条件及び規制の範囲等を、最近における組合制度の立法例に準ずる程度に整備することいたしております。第二に、酒類業組合中央会には評議員会を置くことができるることとするとともに、二百名以上の組合員を擁する酒類業組合には、総会にかわるべき総代会を設けることができることといったしております。第三に、この法律施行後四年間の経験に顧み、この規定の整備を行うことといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本十四日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。



〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君　ただいま議題となりました合成ゴム製造事業特別措置法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

わが国のゴム需要は年々増大する傾向にあります。一方、世界的に天然ゴムの供給はほとんど限界点に達しつつありますので、今後の需要増加分は合成ゴムの供給によつて充足しなければならない情勢にあります。しかし、これを輸入のみに依存することは、諸外国の合成ゴム輸出余力から見て、きわめて困難でありますので、この際合成ゴムを国産化することが望ましいのであります。しかして、合成ゴムの国産化を行ひに当りまして最も問題となるのはその販売価格であります。そのため、その販売価格は天然ゴムより安価でなければならず、また、ゴム製品の輸出競争力を増強する見地からも、少くともその輸入価格並みでなければなりません。このよくなき事情を考えますと、特殊ゴムは別として、普通の合成ゴムにつきましては、その生産規模を大規模化することによって、その生産費の低下をはかる必要があります。この場合における規模は、外国の例を見ましても年間生産能力四万五千トン程度が最低であります。大規模な設備には巨額な資金を要します上に、企業的に相当な危険性を

伴うおそれがあります。従いまして、合成ゴムの国産化を早急に実現させるため、この際合成ゴム製造事業に対し政府資金をもつて特別の助成措置を講ずる必要があるとの見地から、本法律案が提案されたのであります。

法案の内容を簡単に申し上げます。第一は、合成ゴム製造事業を営むことを目的として、その製造方法等について、大蔵大臣、通商産業大臣が承認した株式会社に対しては、日本開発銀行は、

会社の発行済み株式総数の二分の一以内であり、かつ、十億円を限度として出資し得ることとしたことであります。第二は、同会社の設備資金等の調達について、政府がその確保を努めることがあります。第三は、日本開発銀行による出資は、間接的に日本開発銀行に対する政府の監督に関する規定を設けたことであります。第一年後には政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことであります。第

四是、日本開発銀行の出資による方式は、この法律施行の日から一年を経過したときは、別に定める法律によつて、遅滞なく政府の出資による方針に切りかえられねばならない旨を附則に規定しているのであります。

本法律案は、五月六日政府より提案理由を聴取し、同八日より質疑に入りました。質疑の詳細は速記録に譲ります。

五月十四日質疑を終了いたしましたので採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました。

なお、採決後、自由民主党並びに日本社会党共同提案による附帯決議案が提出せられ、佐々木良作君より趣旨の説明がありました後、採決いたしましたところ、これまで全会一致をもつて

附帯決議を付することに決した次第であります。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

第八章 附則(第七十七条～第八十三条)

第七章 雜則(第六十二条～第七十七条)

十六条)

括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

第一章 総則

附則

第一条 (目的)

この法律は、原子力基本法

(昭和三十年法律第百八十六号) の

規制に関する法律案、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射

線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長菅野和太郎君。

第一条 (目的)

この法律は、原子力基本法

(昭和三十年法律第百八十六号) の

規制に関する法律案、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射

線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長菅野和太郎君。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし

第一章 総則

第二章 製鍊の事業に関する規制

第二章 製鍊の事業に関する規制

(第三条～第十二条)

第三章 加工の事業に関する規制

(第十三条～第二十二条)

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制(第二十三条～第四十三条)

第五章 再処理の事業に関する規制(第四十四条～第五十一条)

地方法第百五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件

第一条 (定義)

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいふ。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいふ。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいふ。

4 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核燃料物質をいふ。

第六章 核燃料物質の使用等に関する規制(第五十二条～第六十一条)



三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録) 第十二条 原子燃料公社及び製鍊事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、製鍊の事業の実施に關し、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定) 第十二条 原子燃料公社及び製鍊事業者は、核燃料物質に係る製鍊の事業を行ふ場合には、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業者大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止上支障がないものであることを確認する。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

4 原子燃料公社及び製鍊事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基本なこと。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであることを確認する。

四 法人であつて、その義務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの。

一 その許可をすることによって加工の能力が著しく過大にならぬこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基本なこと。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであることを確認する。

四 法人であつて、その義務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの。

二 その許可をする場合においては、内閣総理大臣に提出しなければならない。

三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであることを確認する。

四 法人であつて、その義務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの。

第十八条 加工事業者である法人の



内閣総理大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設について置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、總理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が總理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(施設検査)

原子炉施設は、前項の各号に適合しているときは、合格とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の検査に合格していること。

二 その性能が總理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

## (運転計画)

第三十条 日本原子力研究所及び原

子炉設置者は、總理府令(発電の用に供する原子炉については總理府令、通商産業省令、船舶に設置する原子炉については總理府令、運輸省令)で定めるところによ

り、原子炉の運転計画を作成し、

内閣総理大臣(発電の用に供する

原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、船舶に設置する

原子炉については内閣総理大臣及び運輸大臣)に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

(性能検査)

第二十九条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、總理府令で定められたところにより、原子炉施設の性質について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはなら

第三十一条 原子炉設置者である法人の合併の場合(原子炉設置者である法人と原子炉設置者でない法人が合併する場合において、原子炉設置者である法人が存続するときを除く)において当該合併につ

ない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設について

は合併により設立された法人又

も、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉

施設が次の各号に適合していると

きは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の検査に合格していること。

二 その性能が總理府令で定める

技術上の基準に適合するもので

あること。

## (運転計画)

第三十二条 原子炉設置者について

相続があつたときは、相続人は、

原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続

の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を

内閣総理大臣に届け出なければな

らない。

(相続)

第三十三条 内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、總理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可の取消等)

第三十四条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、總理府令で定めるとところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し總理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならぬ。これが変更しようとするときは、前項の認可をしてはならない。

(合併)

第三十五条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

(保安のために講すべき措置)

第三十六条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄する措

いて内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又

は合併により設立された法人は、

2 第二十四条第一項第一号から第二十

五条の規定は、前項の認可に準用する。

(記録)

第三十七条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、總理府令で定めるとところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し總理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならぬ。これが変更しようとするときは、前項の認可をしてはならない。

(保安規定)

第三十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、總理府令で定めるとところにより、原子炉の運転開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これが変更しようとするときは、前項の認可をしてはならない。

(保安のため講すべき措置)

第三十九条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運転又は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄する措

一 原子炉施設の保全

二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯

藏又は廃棄

一 第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき

二 第二十六条第一項の規定によ

り許可を受けなければならないとき

三 第三十六条の規定による命令に違反したとき

四 第三十七条第一項若しくは第

四項の規定に違反し、又は同条

第三項の規定による命令に違反したとき

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき

七 第二十四条第一項の条件に違反したとき

(保安規定期間)

第三十条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十一条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十二条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十三条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十四条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十五条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十六条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十七条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十八条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第三十九条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第四十条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

置が前条の規定に基く總理府令の

規定に違反していると認めるとき

は、日本原子力研究所又は原子炉

設置者に対し、原子炉施設の使

用の停止、改造、修理又は移転、原

子炉の運転の方法の指定その他の保

安のために必要な措置を命ずること

ができる。

第四十一条 内閣総理大臣は、原子炉

施設の保全若しくは原子炉の運

転又は核燃料物質若しくは核燃料

物質によつて汚染された物の運

搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措

3

内閣総理大臣は、核燃料物質、核

燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に對し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 日本原子力研究所及び原子炉設置者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。(原子炉の解体)

第三十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者(第六十六条第一項

に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。以下次項において同じ)は、原子炉を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他他の団体以外の者(原子炉設置者を除く)からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出があつた場合において、原子炉の解体の方法の指定、

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を譲り受けた者は、原子炉設置者からその設置した船舶を汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。(原子炉の譲受等)

第三十九条 日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原

子炉又は原子炉を含む一体としての施設(原子炉を設置した船舶を含む。以下第四項において同じ)を譲り受けようとする者は、政令を定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、日本原子力研究所が原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた場合は、この限りでない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他他の団体以外の者(原子炉設置者を除く)からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出があつた場合において、原子炉の解体の方法の指定、

3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を譲り受けた者は、原子炉設置者からその設置した船舶を汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。(原子炉の譲受等)

第三十九条 日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原

とみなす。この場合において、第

二十六条第一項中「同条第二項第

二号

二号から第五号まで又は第八号に

二号

原子炉主任技術者免状を交付す

る。

科学技術庁長官の行う原子炉

誠実にその職務を遂行しなければ

ならない。

主任技術者試験に合格した者

識及び経験を有すると認める者

(原子炉主任技術者の解任命令)

科学技術庁長官は、次の各号の

に該当する者に対しては、原子

炉主任技術者免状の交付を行わな

いことができる。

科学技術庁長官は、政令で定めた

規則により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、

その日から一年を経過していな

い者

2 原子炉の運転に從事する者は、

前号に掲げる者と同等以上の学

識及び経験を有すると認める者

ない。

2 原子炉の運転に從事する者は、

前号に掲げる者と同等以上の学

識及び経験を有すると認める者

(原子炉主任技術者の義務等)

第四十二条 原子炉主任技術者は、

誠実にその職務を遂行しなければ

ならない。

2 原子炉主任技術者がこの法律又は

規則により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられたときは、日本原子力研究所又は原子炉主任技術者に対する指示に従わなければならぬ。



二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していなき者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行ふ役員のうちに前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」といふ)は同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更しようとする

(使用の基準)

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

五 次条から第六十条までの技術上の基準に違反したとき。

六 第六十二条第一項の条件に違つたとき。

七 第六十二条第一項の条件に違つたとき。

八 第六十二条第一項の規定に基づく命令で定めるところにより、

(保管の基準)

第六十条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者は、加工事業者、原子炉設置者が原子燃料物質を譲り渡す場合に、若しくはその核燃料物質を譲り受けける場合

五 原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの方から核燃料物質を譲り受けける場合

六 使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの方から核燃料物質を譲り受けける場合

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの方から核燃料物質を譲り受けける場合

八 第六十六条第一項の規定に基づく命令で定めるところにより、

者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製鍊事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの方から核燃料物質を譲り受けける場合

第七章 雜則

(指定又は許可の条件)

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(事故届)

第六十三条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む。以下次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質(使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項及び第四項において同じ。)について盗取、所在不明その他事故が生じたときは、運搬なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの方から核燃料物質を譲り受けける場合

三 製鍊事業者が原子燃料公社、加工事業

昭和三十二年五月十四日 衆議院会議録第四十号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案外一件

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ぜることができる。

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第五十九条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者は、使用者から運搬を委託された者は、核燃料物質を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

三 製鍊事業者が原子燃料公社、加工事業

者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製鍊事業者に核燃料物質を譲り受けける場合

五 原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者若しくは使用者に核燃料物質を譲り受けける場合

六 使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り受けける場合

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り受けける場合

八 第六十六条第一項の規定に基づく命令で定めるところにより、

者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製鍊事業者に核燃料物質を譲り受けける場合

第七章 雜則

(指定又は許可の条件)

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(事故届)

第六十三条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む。以下次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質(使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項及び第四項において同じ。)について盗取、所在不明その他事故が生じたときは、運搬なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り受けける場合

三 製鍊事業者が原子燃料公社、加工事業

用者並びにこれららの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に關し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、命令で定めることにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、製鍊施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製鍊事業者若しくは加工事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止したときは、その製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者は、

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項若しくは第五十二条第一項の許可是、その効力を失う。

3 製鍊事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(指定又は許可の取消、事業の停止等に伴う措置)

第六十六条 第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者、第十二条、第三十三条若しくは第十六条の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置若しくは使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者は、命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

第五十八条の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九条及び第六十条の規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬若しくは加工の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質のすべての使用を停止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が解散し、若しくは死亡した日

4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に對し、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができ。」

(報告徴収)

第六十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者に対し、その業務に関する報告をさせることができ。

3 第一項の規定による権限は、犯  
罪捜査のために認められたものと  
解してはならない。

(聴聞)

第六十九条 主務大臣が第十一条、第  
二十一条、第三十三条又は第五十六  
条の規定による処分をする場合及  
び科学技術庁長官が第四十一条第  
三項の規定による処分をする場合  
においては、当該処分に係る者に  
対して、相当の期間を置いて予告  
をした上、公開による聴聞を行わ  
なければならない。

2 前項の予告においては、期日、  
場所及び事案の内容を示さなけれ  
ばならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係  
る者及び利害關係人に對して、當  
該事案について証拠を提示し、意  
見を述べる機會を与えなければな  
らない。

(訴願)

第七十条 この法律の規定（第四十  
一条を除く。）による主務大臣の処  
分に對して不服のある者は、処分  
の日から三十日以内に、主務大臣  
に訴願することができる。

2 第四十一項第一項から第三項ま  
での規定による科学技術庁長官の  
処分に對して不服のある者は、処

分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

(通商産業大臣又は運輸大臣の同意等)

第七十一条 主務大臣は、第二十三

条第一項、第二十六条第一項、第

三十一項第一項、第三十三条又は

第三十九条第一項若しくは第二項

の規定による処分をする場合にお

いては、あらかじめ、発電の用に

供する原子炉に係るものについて

は通商産業大臣、船舶に設置する

原子炉(原子炉を設置する船舶を

含む)に係るものについては運輸

大臣の同意を得なければならな

い。

2 通商産業大臣又は運輸大臣は、

前項の同意を求められた事項に関

し特に調査する必要があると認め

る場合においては、当該原子炉設

(国家公安委員会等に対する連絡)

第七十二条 主務大臣は、第三条第

一項の指定をし、第六条第一項、第

十三条第一項、第十六条第一項、第

二十三条第一項、第二十六条第一

項、第三十九条第一項若しくは第

二項、第五十二条第一項若しくは第

五十五条第一項の許可をし、第十

二項の規定により許可を取り消し、

十六条の規定により指定を取り消

し、又は第六十五条第一項、第三

項若しくは第四項の規定による届

査に準用する。

3 第六十八条第二項及び第三項の

規定は、前項の規定による立入検

査に準用する。

4 主務大臣は、第三十六条、第三

十七条第一項若しくは第三項、第

三十八条第二項、第四十三条、第

六十四条第三項若しくは第六十六

条第四項の規定による処分をし、

又は第二十六条第二項若しくは第

三項、第三十二条第二項、第三十

八条第一項、第四十条第二項若し

くは第六十五条第一項若しくは第

三項の規定による届出若しくは第

六十六条第三項の報告を受理した

場合において、その処分又は届出

若しくは報告が、発電の用に供す

る原子炉に係るものであるときは

通商産業大臣、船舶に設置する原

子炉に係るものであるときは運輸

大臣に対し、遅滞なく、その処分

内容を通報し、又はその届出若

しくは報告の写を送付しなければ

ならない。

5 通商産業大臣又は運輸大臣は、

前項の同意を求められた事項に関

し特に調査する必要があると認め

る場合においては、当該原子炉設

置者(第二十三条规定による運輸)

十九条规定若しくは第二項の許

可の申請者を含む)から必要な報

告を徴し、又はその職員に、当該

原子炉設置者の事務所若しくは工

場若しくは事業所(原子炉を船舶

に設置する場合にあつては、その

船舶)に立ち入り、その者の帳簿、

書類その他必要な物件を検査さ

せ、関係者に質問させることができ

きる。

3 第六十八条第二項及び第三項の

規定は、前項の規定による立入検

査に準用する。

出を受理したときは、政令で定め

るところにより、遲滞なく、その

旨を国家公安委員会又は海上保安

庁長官に連絡しなければならぬ。

(適用除外)

第七十三条 第二十七条规定によ

り、手数料を納めなければならない。

九条までの規定は、電気に関する

臨時措置に関する法律(昭和二十

七年法律第三百四十一号)の規定

によりその例によるものとされた

旧公益事業令(昭和二十五年政令

第三百四十二号)附則第三項の規

定によりなお効力を有する旧電気

事業法(昭和六年法律第六十一号)

及び同法に基く命令の規定による

検査又は船舶安全法(昭和八年法

律第十一号)及び同法に基く命令

の規定による検査を受けるべき原

子炉施設については、適用しな

い。

(主務大臣)

第七十四条 この章における主務大

臣は、製錬事業者に係る事項につ

いては内閣総理大臣及び通商産業

大臣、その他の事項については内

閣総理大臣とする。

第七十五条 次の各号の一に掲げる

者は、政令で定めるところによ

り、手数料を納めなければならない。

一 第三条第一項の指定を受けよ

うとする者

二 第六条第一項、第十三条第一

項、第十六条第一項、第二十三

条第一項、第二十六条第一項、第

三十九条第一項若しくは第二

四十二条第一項又は第五

十五条第一項の許可を受けよう

とする者

三 第十三条规定による事業の停止の

命令を受けようとする者

けないで原子炉を設置した者

五 第三十三条第二項の規定によ

る原子炉の運転の停止の命令に

違反した者

六 第三十九条规定による許可を受

けないで原子炉若しくは原子炉

を含む一体としての施設(原子

炉を設置した船舶を含む)を譲

り受け、又は同条第二項の許可

を受けないで原子炉を設置した

船舶を譲り受けた者

七 第四十四条の規定に違反した

者

八 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

者

九 第五十六条の規定による核燃

料物質の使用の停止の命令に違

反した者

十 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

者

一一 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者

二 第十条第二項又は第二十条第

二項の規定による事業の停止の命

令に違反した者

三 第十三条规定による事業の停止

の命令を受けないで加工の事業を行つた者

四 第二十三条第一項の許可を受

けないで原子炉を設置した者

五 第三十三条第二項の規定によ

る原子炉の運転の停止の命令に

違反した者

六 第三十九条规定による許可を受

けないで原子炉若しくは原子炉

を含む一体としての施設(原子

炉を設置した船舶を含む)を譲

り受け、又は同条第二項の許可

を受けないで原子炉を設置した

船舶を譲り受けた者

七 第四十四条の規定に違反した

者

八 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

者

九 第五十六条の規定による核燃

料物質の使用の停止の命令に違

反した者

十 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

者

一一 第五十二条第一項の許可を受

けないで核燃料物質を使用した

者



子力研究所が設置している原子炉の施設について、日本原子力研究所に第三十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前に」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

第五条 附則第二条第二項又は前条  
第二項の規定により届出をしなければならない者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないと認めるときは、これらの人に対し、核燃料物質又は核燃料物質による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命令することができる。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有している者（日本原子力研究所並びに附則第二条第一項の規定により引き続き鉄鍊の事業を行なうことができる者で第三条第一項の指定を受けたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたものを除く。）が、

総理府令で定めるところにより、  
その際所有する核燃料物質を原子  
燃料公社、日本原子力研究所、製  
鍊事業者、加工事業者、原子炉設  
置者若しくは使用者に譲り渡し、  
又はこれらの者がその核燃料物質  
を譲り受ける場合には、第六十一  
条の規定は、適用しない。

第七条 前五条に定めるもののほ  
か、この法律の施行に關し必要な  
経過措置は、政令で定める。

第八条 附則第二条第二項又は附則  
第四条第二項の規定による届出を  
怠つた者は、一万円以下の罰金に  
処する。

2 附則第五条前段の規定に違反  
し、又は同条後段の規定による命  
令に違反した者は、五万円以下の  
罰金に処する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九条 科学技術庁設置法(昭和三  
十一年法律第四十九号)の一部を  
次のよう改正する。

第四条中第二十号を第二十一号  
とし、第十九号の次に次の二  
号を加える。

二十 核原料物質、核燃料物質  
及び原子炉の規制に關する法  
律(昭和三十二年法律第  
号)に基く内閣総理大臣の權  
限に屬する事項について内閣  
総理大臣を補佐すること。

**(核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部改正)**

第十一条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。  
(定義)

第二条 この法律で核原料物質とは、ウラン鉱及びトリウム鉱をいう。

(原子燃料公社法の一部改正)

第十一條 原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 核燃料物質の再処理を行うこと。

第十九条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関する承認を求める件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第七十六号)による改正後の科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第

十六条の規定に基き置かれる放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置する必要があるので、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔菅野和太郎君登壇〕

○菅野和太郎君　ただいま議題となりました両案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案について、その目的及び要旨について申し上げます。

本案の目的は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせて、これらによる災害を防止して、公共の安全をはかるために、製鍊、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行わんとするものであります。

その要旨は、規制の方法といたしまして、第一に、事業の主体については原子燃料公社が製鍊、加工の事業及び再処理の事業を集中的に行うこととし、原子力研究所が原子炉の設置を当然行うこととするほか、その他のもの





昭和三十二年五月十四日 来議院会議録第四十号 議長の報告

八四〇



昭和三十二年五月十四日 衆議院会議録第四十号 議長の報告

- 一 福井人絹取引所商品仲買人の委託証拠金の徴収状況は、いかんながら良好とはいえない。
- 二 委託証拠金は、商品仲買人が委託者から商品取引所における売買取引を委託されたとき、委託者に對し生ずると予想される債権を担保する保証金であつて、商品仲買人と委託者間の取引の安全を確保することを本質とする。
- 三 商品取引所における売買取引は、会員または商品仲買人によつて行われるものであり、かつ、委託証拠金の性質にかんがみ、商品取引所における価格の健全な形成が阻害されているとは必ずしも考えられない。
- 四 昭和三十二年一月九日通商産業省企業局長名をもつて全取引所に対し法第九十七条の趣旨にかんがみ商品仲買人をして委託証拠金の徵収を励行せしめるよう通牒するところも、四月九日さらに商品取引所法全般の遵守について、違反事例の発生することのないよう

嚴重な警告を発した。なお、江守清については、昭和三十二年四月十九日企業局に出頭せしめ委託証拠金の徴収不良等に關し嚴重な戒告を与えた。

右答弁する。

正	直段行票	衆議院会議録第三十九号中正誤表
二十八名と 正	二十八名と 正	二十八名と 正